

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	緊対 00-01 <u>R 1</u>
提出年月日	令和3年10月7日

## 設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（緊対）

（再処理施設）

## 1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第 50 条 緊急時対策所」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 0 6：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 0 7：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

## 2. 本資料の構成

- 「共通 0 6：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 0 7：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
  - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開  
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
  - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開（追而）  
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
  - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較（追而）  
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
  - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出（追而）  
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
  - 別紙 6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ  
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。  
※本別紙は、別紙 1 による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

# 別紙

## 緊対00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(緊対)】

資料No.	別紙		Rev	備考
	名称	提出日		
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	10/7	1	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	10/7	1	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	9/14	0	※本別紙は追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	9/14	0	※本別紙は追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	9/14	0	※本別紙は追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	9/14	0	※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

## 別紙 1

# 基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（1 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(緊急時対策所) 第三十条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所が制御室以外の場所に設けられていなければならない。 緊DB①-1, 緊DB①-2, 緊DB①-3</p>	<p>第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.14 緊急時対策所</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 (r) 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所は、設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。緊DB①</p> <p>再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。緊DB②</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員を収容できる設計とする。緊DB③</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しなくても、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。緊DB④</p>	<p>9.16 緊急時対策所 9.16.1 設計基準対象の施設 9.16.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容でき、必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。緊DB⑤</p> <p>緊急時対策所は、制御室の運転員を介さず設計基準事故に対処するために必要な再処理施設の情報を収集する設備として、データ収集装置及びデータ表示装置を設置する。緊DB⑥</p> <p>緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。緊DB⑦</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性が損なわれないよう、十分な収容人数等を確保した設計とする。緊DB⑧</p>		
<p><b>【凡例】</b>                  下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)                  波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分                  灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項                  黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所                  紫字：SA設備に関する記載                  〆：発電炉との差異の理由      □：許可からの変更点等</p>					
	<p>7.14.2 設計方針</p> <p>再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。緊DB①-1</p> <p>緊急時対策所は、対策本部室、待機室及び全社対策室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。緊DB①-2a</p>	<p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (4) その他の主要な事項 (ix) 緊急時対策所</p> <p>再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。緊DB①-1</p> <p>緊急時対策所は、対策本部室、待機室及び全社対策室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。緊DB①-2a</p>	<p>9.16.1.2 設計方針</p> <p>(1) 緊急時対策所は、設計基準事故が発生した場合において、適切な措置を行うために必要な要員を収容し、必要な期間にわたり安全に滞在できる設計とする。緊DB⑨</p> <p>(2) 緊急時対策所は、必要な指示を行う要員等がとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。緊DB⑩</p> <p>(3) 緊急時対策所は、制御室内の運転員を介さず異常等に対処するために必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報収集できる設計とする。緊DB⑪</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (1) 緊急時対策所の設置</p> <p>発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>(2) 必要な条件</p> <p>なお、緊急時対策所は、災害対策本部室及び宿泊・休憩室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（2 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設の事業変更許可に合わせるため、緊急時対策建屋の建屋構造を記載している。</p>	<p>緊急時対策建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地上2階建て）、地下1階の建物である。緊 DB①-3a</p> <p>設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が、必要な期間にわたり安全に滞在できるよう、緊急時対策所を設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、遮蔽設備及び換気設備を設置する設計とする。緊 DB①-2b</p>	<p>緊急時対策建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地上2階建て）、地下1階、建築面積約4,900m<sup>2</sup>の建物である。緊 DB①-3a、緊 DB⑦</p> <p>緊急時対策建屋機器配置概要図を第184図及び第185図に示す。緊 DB④</p>	<p>(4) 緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。緊 DB④</p> <p>(5) 緊急時対策所は、制御室以外の場所に設け、設計基準事故が発生した場合においても、対策活動ができる設計とする。緊 DB④</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性が損なわれないよう、十分な収容人数等を確保した設計とする。緊 DB④</p> <p>9.16.1.3 主要設備の仕様                      緊急時対策所の主要設備の仕様を第9.16-1表(1)に示す。緊 DB④                      緊急時対策所の通信連絡設備の概略仕様を第9.16-1表(2)に示す。緊 DB④</p> <p>9.16.1.4 主要設備                      (1) 緊急時対策所</p> <p>設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が、必要な期間にわたり安全に滞在できるよう、緊急時対策所を設置する。</p> <p>緊急時対策所は、遮蔽設備及び換気設備を設ける。緊 DB①-2b</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用する。緊 DB④</p>	<p>※「緊急時対策所」                      第2章 個別項目                      1. 緊急時対策所                      1.1 緊急時対策所の設置等                      (3) 緊急時対策所の機能                      a. 居住性の確保</p> <p>緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。</p>	<p>備考</p>

【許可からの変更点】  
 仕様となる数量は仕様表に記載し、基本設計方針では設計要件となる事項を述べる記載とした。(以下同じ)

【許可からの変更点】  
 設工認申請において、「設置する」は常設設備に対して用いることとしたため、記載を適正化した。(以下同じ)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（3 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設工認申請において、「設ける」は可搬型設備に対して用いることとしたため、記載を適正化した。(以下同じ)</p> <p>【「等」の解説】 「事故状態等」とは、設計基準事故及びそこまでに至らない事故事象を示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>緊急時対策建屋環境測定設備は、設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が、対策本部室にとどまることができる環境にあることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を設ける設計とする。緊DB①-2c</p> <p>緊急時対策所は、所内データ伝送設備が伝送する事故状態等の把握に必要なデータ並びに環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタのデータを把握できる設計とする。緊DB②</p>	<p>緊急時対策所は、所内データ伝送設備が伝送する事故状態等の把握に必要なデータ並びに環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタのデータを把握できる設計とする。緊DB②</p> <p>所内データ伝送設備は、「リ.(4)(x) 通信連絡設備」に、モニタリングポスト及びダストモニタは、「チ.放射線管理施設の設備」に記載する。緊DB⑤, 緊DB⑥</p>	<p>(2) 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が、対策本部室にとどまることができる環境にあることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。緊DB①-2c</p> <p>(3) 緊急時対策建屋情報把握設備</p> <p>データ収集装置及びデータ表示装置を設置し、制御室内の運転員を介さず、異常状態等を正確、かつ、速やかに把握するために必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報が収集できる設計とする。緊DB④</p> <p>データ収集装置及びデータ表示装置の系統概要図を第9.16-1図に示す。緊DB④</p> <p>(4) 通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。設備の詳細は、「9.17 通信連絡設備」にて整理する。緊DB④</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計（東海、東海第二発電所共用）（個数1（予備1））及び二酸化炭素濃度計（東海、東海第二発電所共用）（個数1（予備1））を保管する設計とするとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。</p> <p>「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 b. 情報の把握 緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さず正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。</p> <p>※「計測制御系統施設」 第2章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内） 緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所内で表示できるよう、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 再処理施設では、個数及び計測範囲については、仕様表で示すため。</p> <p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 発電炉でも設計基準事故時での要求はないが、設工認申請書時に記載が統一されているため。</p> <p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 再処理施設では、第三十一条「通信連絡設備」で記載する基本方針のため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（4 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>9.16.1.5 試験・検査                      (1) 主要設備は、その機能を確保するため定期的な試験及び検査を行う。                      緊DB◇</p> <p>第9.16-1表(1) 緊急時対策所の主要設備及び仕様</p> <p>1. 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>a) 可搬型酸素濃度計 (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>台数 3 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)</p> <p>測定範囲 0.0~25.0v o 1%</p> <p>b) 可搬型二酸化炭素濃度計 (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>台数 3 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)</p> <p>測定範囲 0.0~5.0v o 1%</p> <p>c) 可搬型窒素酸化物濃度計 (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>台数 3 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)</p> <p>測定範囲 0.0~9.0p p m</p> <p>2. 緊急時対策建屋情報把握設備</p> <p>a) データ収集装置</p> <p>台数 2 (予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b) データ表示装置</p> <p>台数 2 (予備として故障時のバックアップを1台) 緊DB◇</p>	<p>※「緊急時対策所」                      第2章 個別項目</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>(3) 緊急時対策所の機能</p> <p>c. 通信連絡</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、通信連絡設備により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備 (発電所外) として、緊急時対策支援システム伝送装置を設置する設計とする。データ伝送設備 (発電所外) については、通信方式の多様性を確保した専用通信回線にて伝送できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備 (発電所外) については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設では、第三十一条「通信連絡設備」で記載する基本方針のため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（5 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>第五十条 第三十条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。緊SA①</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。緊SA②</p> <p>三 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。緊SA③</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。緊SA④</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設置する等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設ける設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。緊SA①a, 緊SA②a, 緊SA③a, 緊SA④a</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【「等」の解説】 「遮蔽設備及び換気設備を設ける等」の指す内容は、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の確認並びに緊急時対策所内外の線量率及び放射性物質濃度の確認ができる設備を設けることであり、居住性評価の添付書類で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> </div>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。緊SA①a, 緊SA②a, 緊SA③a, 緊SA④a</p>	<p>9.16.2 重大事故等対処設備 9.16.2.1 概要</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、 緊SA①-4a, 緊SA①-5a 重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備緊SA②b 及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。 緊SA③b また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。緊SA④ 緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備を設置又は配備する。緊SA④ 重大事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう、緊急時対策建屋情報把握設備を設置する。また、重大事故等が発生した場合においても再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として通信連絡設備を設置又は配備する。緊SA④ 外部電源が喪失した場合に、重大事故等に対処するために必要な電源を確保するため、緊急時対策建屋電源設備を設置する。緊SA④ 緊急時対策所は、非常時対策組織の要員等が緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の食料、その他の消耗品及び汚染防護服等並びにその他の放射線管理に使用する資機材等（以下「放射線管理用資機材」という。）を配備する。緊SA④ 緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。緊SA④</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (1) 緊急時対策所の設置 発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を中央制御室以外の場所に設置する。緊急時対策所は、東海発電所と共用とするが、東海発電所と同時発災時に対応するために必要な居住性を確保する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。 (2) 必要な条件 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の設計とする。</p>	<p>緊 SA①-4a (P8 ~) 緊 SA①-5a (P10 ~) 緊 SA②b (P26 ~)</p> <p>緊 SA③b (P36 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（6 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5 kmの地点に設置する設計とする。緊SA①-1</p> <p>緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって制御室と同時に機能喪失しない設計とする。緊SA①-2</p> <p>緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びにMOX燃料加工施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員などがとどまることができる設計とする。緊SA④b</p>	<p>緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5 kmの地点に設置する設計とする。緊SA①-1</p> <p>緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって制御室と同時に機能喪失しない設計とする。緊SA①-2</p> <div data-bbox="1092 1444 1540 1675" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【「等」の解説】 「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など」とは、非常時対策組織の要員であり、居住性評価の添付書類で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> </div>	<p>9.16.2.2 設計方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、基準地震動による地震力に対し耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5 kmの地点に設置する設計とする。緊SA④</p> <p>緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって制御室と同時に機能喪失しない設計とする。緊SA④</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、多重性を有する設計とする。緊SA①-8b</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (2) 必要な条件 a. 耐震性及び耐津波性 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>緊急時対策所は敷地高さT.P.+23 m以上に設置し、敷地に遡上する津波による浸水の影響を受けない設計とする。</p> <p>b. 中央制御室に対する独立性 緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。</p> <p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (2) 必要な条件 なお、緊急時対策所は、災害対策本部室及び宿泊・休憩室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p>	<p>緊 SA①-8b (P31 ~)</p> <p>緊 SA④b (P8 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（7 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止する方針は同様であるが、当社施設特有の機能のため。                      (エアロック機構)</p> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設特有の被ばく評価条件となる重大事故想定を記載するため。</p> <p>【「等」の解説】                      「交代要員体制等」の指す内容は、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備の考慮であり、居住性評価の添付書類で示すため、当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>緊急時対策所は、必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。緊SA④c</p> <p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設置する設計とする。緊SA①-3a</p> <p>建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。緊SA①-3b</p> <p>緊急時対策所は、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生において、多段の重大事故等の拡大防止対策が機能しないことを条件とし、かつ、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニット及び緊急時対策建屋加圧ユニットの機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。緊SA①b</p> <p>【許可からの変更点】                      居住性の確保のために期待する機能を明確化した。</p>	<p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。                      緊SA①-3a</p> <p>【許可からの変更点】                      想定する重大事故等の内容は、事業許可申請書において定義済みであるため。</p> <p>緊急時対策所は、想定される重大事故等に対して十分な保守性を見込み、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生において、多段の重大事故等の拡大防止対策が機能しないことを仮定した場合において、かつ、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能があいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。緊SA①b</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。                      緊SA①</p>	<p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備                      (1)系統構成                      緊急時対策所は、必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。緊SA④c【P44から】</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備                      (1)系統構成                      また、建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。                      緊SA①-3b【P45から】</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。緊SA④</p>	<p>※「緊急時対策所」                      第2章 個別項目                      1. 緊急時対策所                      1.1 緊急時対策所の設置等                      (3)緊急時対策所の機能                      a. 居住性の確保                      緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>※「放射線管理施設」                      第2章 個別項目                      2. 換気設備、生体遮蔽装置等                      2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置                      緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>※「緊急時対策所」                      第2章 個別項目                      1. 緊急時対策所                      1.1 緊急時対策所の設置等                      (3) 緊急時対策所の機能                      a. 居住性の確保                      重大事故等が発生した場合における緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、「原子力発電所中</p>	<p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      居住性評価の条件として想定する事象が異なるため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（8 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>7.14.3 主要設備 (1) 緊急時対策建屋の遮蔽設備</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として緊急時対策所に設置する設計とする。緊SA①-4a</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊SA①-4b</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。緊SA⑤a</p>	<p>緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びにMOX燃料加工施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。緊SA④b</p> <p>(a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋の遮蔽設備を常設重大事故等対処設備として設置する。緊SA②</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。緊SA⑤a</p>	<p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 a. 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋の遮蔽設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊SA①-4b【P47から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針 (1) 多様性、位置的分散 a. 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。緊SA④【P36から】</p>	<p>中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」の手法を参考とした被ばく評価において、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100 mSvを超えない設計とする。</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 緊急時対策所遮蔽及び二次遮蔽は、緊急時対策所の気密性、緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100 mSvを超えない設計とする。</p> <p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、二次遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、緊急時対策所加圧設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、酸素濃度計（東海、東海第二発電所共用）、二酸化炭素濃度計（東</p>	<p>備考</p> <p>緊SA④b(P6～)</p> <p>緊SA①-4a(P5から)</p> <p>(発電炉の記載) 再処理施設では、後段（緊急時対策建屋換気設備、環境測定設備、放射線計測設備）にて記載しているため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（9 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「倒壊等」とは他の設備に悪影響を及ぼす可能性のある事象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>（当社の記載） 〈不一致の理由〉 第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。緊SA⑤b</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA⑥a</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。緊SA⑧a</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。緊SA⑨a</p>	<p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。緊SA⑤b</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA⑥a</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。緊SA⑧a</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。緊SA⑨a</p> <p>a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備 [常設重大事故等対処設備] 緊急時対策建屋の遮蔽設備（MOX燃料加工施設と共用） 厚さ 約1.0m以上 緊SA⑩</p>	<p>9.16.2.2 設計方針 (1) 多様性、位置的分散 a. 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。緊SA④【P37から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針 (2) 悪影響防止 緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA④【P39から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針 (4) 環境条件等 a. 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。緊SA④【P42から】</p> <p>9.16.2.5 試験・検査 緊急時対策建屋の遮蔽設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。緊SA④【P52から】</p>	<p>海、東海第二発電所共用）、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニターを設ける設計とする。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（10 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 居住性の確保という方針は同様であるが、再処理施設特有の機能を記載するため。（発電炉には再循環モードが無いため）</p>	<p>(2) 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として緊急時対策所に設置する設計とする。緊SA①-5a</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室差圧計及び待機室差圧計にて構成する。緊急時対策建屋換気設備は、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊SA①-5b</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。緊SA①-5c</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。緊SA①-5d</p>	<p>(b) 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋換気設備を常設重大事故等対処設備として設置する。緊SA②</p> <p>【許可からの変更点】 申請対象設備を明確にしたため。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋内の空気を再循環できる設計とする。 また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットにより待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。緊SA②</p>	<p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 b. 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室差圧計、待機室差圧計及び監視制御盤を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊 SA①-5b</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。緊 SA①-5c</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。緊 SA①-5d 【P47, 48 から】</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、二次遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、緊急時対策所加圧設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、酸素濃度計（東海、東海第二発電所共用）、二酸化炭素濃度計（東海、東海第二発電所共用）、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける設計とする。</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.2 換気設備 2.2.2 緊急時対策所換気系 緊急時対策所非常用換気設備として、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置（東海、東海第二発電所共用）を設ける設計とする。また、緊急時対策所等の加圧のために、緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用差圧計を設ける設計とする。</p>	<p>緊 SA①-5a (P5 から)</p> <p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 再処理施設では、前段及び後段（緊急時対策建屋の遮蔽設備、環境測定設備、放射線計測設備）にて記載しているため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（11 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合には、緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。緊SA①-5e</p> <p>緊急時対策建屋換気設備のうち、緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、必要な非常時対策組織の要員が一定期間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。緊SA①-5f</p> <p>緊急時対策建屋換気設備のうち、対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。緊SA①-5g</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を介して、給電できる設計とする。緊SA①-5h</p>		<p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2)主要設備 b. 緊急時対策建屋換気設備 また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合には、緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。緊SA①-5e【P46から】</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、約50人の非常時対策組織の要員が2日間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。 緊SA①-5f, 緊SA①-5g</p> <p>対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。緊SA①-5g【P48から】</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2)主要設備 g. 緊急時対策建屋電源設備 (a) 電源設備 緊急時対策建屋電源設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を介して、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備に給電できる設計とする。緊SA①-5h【P51から】</p>	<p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 緊急時対策所非常用換気設備である緊急時対策所非常用送風機（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））は、緊急時対策所建屋を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。 緊急時対策所加圧設備は、ブルーム通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p> <p>※「放射線管理施設」 2.2 換気設備 2.2.2 緊急時対策所換気系 緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の設計に当たっては、緊急時対策所に必要な外気取入れ量に対して十分な余裕を考慮した設計とする。 また、緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又はばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離及びその他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>※「放射線管理施設」 2.2 換気設備 2.2.2 緊急時対策所換気系 緊急時対策所加圧設備は、緊急時対策所等を正圧化し、緊急時対策所等内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を設置及び保管する設計とする。</p> <p>※「放射線管理施設」 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 緊急時対策所用差圧計（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））（個数1、計測範囲0～200 Pa）は、緊急時対策所等の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧を監視できる設計とする。</p>	<p>（発電炉の記載） 〈不一致の理由〉 再処理施設では、技術基準規則三十六条の展開にて記載しているため。</p> <p>（発電炉の記載） 〈不一致の理由〉 再処理施設では、個数及び計測範囲については、仕様表で示すため。</p>

（当社の記載）  
〈不一致の理由〉  
発電機から給電が可能という方針は同様であるが、当社固有の設備の構成、設計事項として記載するため。

（発電炉の記載）  
〈不一致の理由〉  
再処理施設では、技術基準規則三十六条の展開にて記載しているため。

（発電炉の記載）  
〈不一致の理由〉  
再処理施設では、個数及び計測範囲については、仕様表で示すため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（12 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋換気設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。緊SA⑤c</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。緊SA⑤d</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、多重性を有する設計とする。緊SA⑤e</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA⑥b</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA⑥c</p>	<p>緊急時対策建屋換気設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。緊SA⑤c</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。緊SA⑤d</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA⑥b</p>	<p>9.16.2.2 設計方針                      (1) 多様性、位置的分散                      a. 常設重大事故等対処設備                      緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。緊SA④</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。緊SA④</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機はそれぞれ2台で緊急時対策建屋内を換気するために必要な換気容量を有するものを合計4台設置することで、多重性を有する設計とする。緊SA⑤e、緊SA④                      【P36, 37から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針                      (2) 悪影響防止                      緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置及び緊急時対策建屋電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA④</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機並びに緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA⑥c 【P39から】</p>	<p>※「放射線管理施設」                      2.2 換気設備                      2.2.2 緊急時対策所換気系                      緊急時対策所の緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備は、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、緊急時対策所の気密性とあいまって緊急時対策所の居住性に係る判断基準を満足する設計とする。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（13 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p> <p>【「等」の解説】                      「風（台風）等」の詳細は、「第十六条安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」で建屋により損傷を防止する自然現象の総称として示しているため本基本方針では記載しない。（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点】                      第三十六条重大事故等対処設備の設計方針展開を踏まえた記載の適正化。（以下同じ）</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有する設計とする。また、緊急時対策建屋フィルタユニットは、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な基数及び故障時のバックアップを含めた基数を有する設計とする。緊SA⑦a</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において、待機室の居住性を確保するため、待機室を正圧化し、待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる容量を有する設計とする。緊SA⑦b</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊SA⑧b</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。緊SA⑧c</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な2台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた4台以上を有する設計とする。また、緊急時対策建屋フィルタユニットは、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な5基を有する設計とするとともに、故障時バックアップを含めた6基以上を有する設計とする。                      緊SA⑦a, 緊SA⑩</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において、待機室の居住性を確保するため、待機室を正圧化し、待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる4,900m<sup>3</sup>以上を有する設計とする。緊SA⑦b, 緊SA⑩【P15〜】</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊SA⑧b</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。緊SA⑧c</p>	<p>9.16.2.2 設計方針                      (3) 個数及び容量                      a. 常設重大事故等対処設備                      MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な2台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた4台以上を有する設計とする。また、緊急時対策建屋フィルタユニットは、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な5基を有する設計とするとともに、故障時バックアップを含めた6基以上を有する設計とする。緊 SA④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において、待機室の居住性を確保するため、待機室を正圧化し、待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる4,900m<sup>3</sup>以上を有する設計とする。緊 SA④【P40 から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針                      (4) 環境条件等                      a. 常設重大事故等対処設備                      緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊 SA④</p> <p>緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。緊 SA④【P43 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（14 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="181 478 442 766" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p> </div>	<p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して動作確認及び分解点検が可能な設計とする。緊SA⑨b</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。緊SA⑨c</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。緊SA⑨d</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊SA⑨e</p>	<p><u>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して動作確認及び分解点検が可能な設計とする。緊SA⑨b</u></p> <p><u>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。緊SA⑨c</u></p> <p><u>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。緊SA⑨d</u></p> <p><u>緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊SA⑨e</u></p> <p>a) 緊急時対策建屋換気設備                      [常設重大事故等対処設備]                      緊急時対策建屋送風機 (MOX燃料加工施設と共用) 4 台 (予備として故障時のバックアップを2台)                      緊急時対策建屋排風機 (MOX燃料加工施設と共用) 4 台 (予備として故障時のバックアップを2台)                      緊急時対策建屋フィルタユニット (MOX燃料加工施設と共用) 6 基 (予備として故障時のバックアップを1基)                      緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ (MOX燃料加工施設と共用) 1 式                      緊急時対策建屋加圧ユニット (MOX燃料加工施設と共用) 4,900 m<sup>3</sup>以上                      緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁 (MOX燃料加工施設と共用) 1 式                      対策本部室差圧計 (MOX燃料加工施設と共用) 1 基                      待機室差圧計 (MOX燃料加工施設と共用) 1 基                      監視制御盤 (MOX燃料加工施設と共用) 1 面 緊SA⑩</p>	<p>9.16.2.5 試験・検査</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して動作確認及び分解点検が可能な設計とする。緊 SA④</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。緊 SA④</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。緊 SA④</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊 SA④【P52, 53 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（15 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(3) 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において、待機室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が要員の活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。 緊SA①-6a</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。緊SA①-6b</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。緊SA①-6c</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、隔離距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。 緊SA⑤f</p>	<p>(c) 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>(b) 緊急時対策建屋換気設備 MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において、待機室の居住性を確保するため、待機室を正圧化し、待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる4,900m<sup>3</sup>以上を有する設計とする。緊SA①-6a, 緊SA③【P13から】</p> <p>重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋環境測定設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。緊SA④</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、隔離距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。緊SA⑤f</p>	<p>9.16.2.2 設計方針 (3) 個数及び容量 a. 常設重大事故等対処設備 MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において、待機室の居住性を確保するため、待機室を正圧化し、待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる4,900m<sup>3</sup>以上を有する設計とする。緊SA④【P40から】</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 c. 緊急時対策建屋環境測定設備 緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。緊SA①-6b</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。 緊SA①-6c【P48, 49から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針 (1) 多様性、位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、隔離距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。緊SA④ 緊SA④【P38から】</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計（東海、東海第二発電所共用）（個数1（予備1））及び二酸化炭素濃度計（東海、東海第二発電所共用）（個数1（予備1））を保管する設計とするとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 再処理施設では、個数及び計測範囲については、仕様表で示すため。</p>

(当社の記載)  
〈不一致の理由〉  
第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（16 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋環境測定設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。緊SA⑤g</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA⑥d</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は、緊急時対策所の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。緊SA⑦c</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊SA⑧d</p>	<p>緊急時対策建屋環境測定設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。                      緊 SA⑤g</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA⑥d</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は、緊急時対策所の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定をするために必要な1台を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。                      緊SA⑦c, 緊SA⑩</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊SA⑧d</p>	<p>9.16.2.2 設計方針                      (1) 多様性、位置的分散                      b. 可搬型重大事故等対処設備                      緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。                      緊 SA④【P38 から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針                      (2) 悪影響防止                      緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置及び緊急時対策建屋電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊 SA④【P39 から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針                      (3) 個数及び容量                      MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は、緊急時対策所の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定をするために必要な1台を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。                      緊 SA④【P42 から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針                      (4) 環境条件等                      b. 可搬型重大事故等対処設備                      緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊 SA④【P43 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（17 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="192 674 454 961" style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p> </div>	<p>緊急時対策建屋環境測定設備は、<u>溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。</u>緊SA⑧e</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、<u>内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</u>緊SA⑧f</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、<u>想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。</u>緊SA⑧g</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、<u>再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。</u>緊SA⑨f</p>	<p><u>緊急時対策建屋環境測定設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。</u>緊SA⑧e</p> <p><u>緊急時対策建屋環境測定設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</u>緊SA⑧f</p> <p><u>緊急時対策建屋環境測定設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。</u>緊SA⑨f</p> <p>a) 緊急時対策建屋環境測定設備                      [可搬型重大事故等対処設備]                      可搬型酸素濃度計（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）                      3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）                      可搬型二酸化炭素濃度計（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）                      3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）                      可搬型窒素酸化物濃度計（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）                      3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）                      緊SA⑩</p>	<p>9.16.2.2 設計方針                      (4) 環境条件等                      b. 可搬型重大事故等対処設備                      緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、<u>溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。</u>緊SA④</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、<u>内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</u>緊SA④【P43から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針                      (4) 環境条件等                      b. 可搬型重大事故等対処設備                      緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、<u>想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。</u>緊SA⑧g, 緊SA④【P44から】</p> <p>9.16.2.5 試験・検査                      緊急時対策建屋環境測定設備は、<u>再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。</u>緊SA④【P53から】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（18 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>(4) 緊急時対策建屋放射線計測設備 a. 可搬型屋内モニタリング設備</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。緊SA①-7a</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。緊SA①-7b</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。緊SA⑤h</p>	<p>(d) 緊急時対策建屋放射線計測設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋放射線計測設備として可搬型屋内モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。緊SA②</p> <p>「チ.(2)(ii) 放射線監視設備」の監視測定用運搬車を可搬型重大事故等対処設備として使用する。緊SA④</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。緊SA⑤h【P23〜】</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。緊SA⑥【P23〜】</p>	<p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 d. 緊急時対策建屋放射線計測設備 (a) 可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。緊SA①-7a</p> <p>可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。緊SA①-7b【P49から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針 (1) 多様性、位置的分散 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。緊SA④【P38から】</p>	<p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.2 エリアモニタリング設備</p> <p>緊急時対策所に設ける緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストは、重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（19 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。緊SA⑤i</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA⑥e</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エリアモニタ、アルファ・ベータ線用サーベイメータは、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な台数を有するとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。緊SA⑦d</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型ダストサンプラは、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有するとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。緊SA⑦e</p>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。緊SA⑤i</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA⑥e【P23へ】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。緊SA⑦d、緊SA⑦e、緊SA⑩【P24へ】</p>	<p>9.16.2.2 設計方針                      (1) 多様性、位置的分散                      b. 可搬型重大事故等対処設備                      緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。                      緊 SA⇩【P38 から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針                      (2) 悪影響防止                      緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置及び緊急時対策建屋電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊 SA⇩【P39 から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針                      (3) 個数及び容量                      b. 可搬型重大事故等対処設備                      MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。緊 SA⇩【P42 から】</p>		

【許可からの変更点】  
 仕様表対象と仕様表対象外に分けたため。  
 (以下同じ)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（20 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊SA⑧h</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。緊SA⑧i</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。緊SA⑧j</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は、可搬型線量率計等に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。                      緊SA⑧【P24〜】</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊SA⑧h</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊SA⑧i</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。                      緊SA⑧i【P24〜】</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。                      緊SA⑧j【P25〜】</p>	<p>9.16.2.2 設計方針                      (4) 環境条件等                      b. 可搬型重大事故等対処設備                      緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊SA⑧</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。                      緊SA⑧【P43から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針                      (4) 環境条件等                      b. 可搬型重大事故等対処設備                      緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。緊SA⑧【P43から】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（21 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="172 363 448 636" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p> </div>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。緊SA⑧k</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊SA⑨g</p>	<p><u>緊急時対策建屋放射線計測設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。</u>                      緊 SA⑧k</p> <p><u>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは、再処理施設の運転中又は停止中に校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。</u>                      緊 SA⑨g 【P25 へ】</p>	<p>9.16.2.2 設計方針                      (4) 環境条件等                      b. 可搬型重大事故等対処設備                      緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。                      緊 SA◇ 【P44 から】</p> <p>9.16.2.5 試験・検査                      緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは、再処理施設の運転中又は停止中に校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。                      緊 SA◇ 【P53 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（22 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>b. 可搬型環境モニタリング設備</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 緊SA①-7c</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合において、換気モードの切替判断を行うために、線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。緊SA①-7d</p> <p>可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは、緊急時対策建屋周辺の線量を測定するとともに、空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とする。緊SA①-7e</p> <p>また、指示値を可搬型データ伝送装置により緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。緊SA①-7f</p> <p>可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は、可搬型発電機から受電できる設計とする。 緊SA①-7g</p>		<p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 d. 緊急時対策建屋放射線計測設備 (b) 可搬型環境モニタリング設備 可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 緊 SA①-7c</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合において、換気モードの切替判断を行うために、線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。緊 SA①-7d</p> <p>可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは、緊急時対策建屋周辺の線量を測定するとともに、空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とする。緊 SA①-7e</p> <p>また、指示値を可搬型データ伝送装置により緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。緊 SA①-7f</p> <p>可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は、可搬型発電機から受電できる設計とする。 緊 SA①-7g 【P49, 50 から】</p>	<p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.2 エリアモニタリング設備 緊急時対策所に設ける緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストは、重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。 1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 可搬型モニタリング・ポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊急時対策所付近等において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とするとともに、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断に用いる設計とする。</p>	備考

(当社の記載)  
〈不一致の理由〉  
発電炉は設置許可にて可搬型発電機ではなく、外部バッテリーを使用することとしており、当社固有の設計となるため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（23 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      放射線量を監視及び測定し、計測結果を記録及び保存できる方針は同様だが、監視及び測定等を行うための機器が発電炉と相違しているため。</p> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>可搬型環境モニタリング設備の測定データを緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置に収集し、情報表示装置にて緊急時対策所に表示する設計とする。緊SA①-7h</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。緊SA⑤j</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。緊SA⑤k</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA⑥f</p>	<p>(d) 緊急時対策建屋放射線計測設備  <u>緊急時対策建屋放射線計測設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。緊SA⑤j</u></p> <p><u>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。緊SA⑤k【P18から】</u></p> <p>(d) 緊急時対策建屋放射線計測設備  <u>緊急時対策建屋放射線計測設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA⑥f【P19から】</u></p>	<p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備                      (2) 主要設備                      e. 緊急時対策建屋情報把握設備  <u>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、代替計測制御設備で計測した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに監視測定設備の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ、可搬型環境モニタリング設備、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し、緊急時対策所に表示する。</u>                      緊 SA①-7h【P50 から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針                      (1) 多様性、位置的分散                      b. 可搬型重大事故等対処設備  <u>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。緊 SA④</u></p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。緊 SA④【P38 から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針                      (2) 悪影響防止  <u>緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置及び緊急時対策建屋電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊 SA④【P39 から】</u></p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（24 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                  &lt;不一致の理由&gt;                  第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計、可搬型ダストモニタは、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な台数を有するとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。緊SA⑦f</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有するとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。緊SA⑦g</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置に給電できる容量を有するとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。緊SA⑦h</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊SA⑧l</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。緊SA⑧m</p>	<p>(d) 緊急時対策建屋放射線計測設備                  MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。                  緊SA⑦f, 緊SA⑦g, 緊SA⑧ 【P19から】</p> <p>【許可からの変更点】                  「可搬型線量率計等」について対象を明確にした。</p> <p>(d) 緊急時対策建屋放射線計測設備                  MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は、可搬型線量率計等に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。                  緊SA⑦h, 緊SA⑧ 【P20から】</p> <p>(d) 緊急時対策建屋放射線計測設備                  緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊SA⑧l</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。                  緊SA⑧m 【P20から】</p>	<p>9.16.2.2 設計方針                  (3) 個数及び容量                  b. 可搬型重大事故等対処設備                  MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。緊 SA④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は、可搬型線量率計等に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。                  緊 SA④ 【P42 から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針                  (4) 環境条件等                  b. 可搬型重大事故等対処設備                  緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊 SA④</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。                  緊 SA④ 【P43 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（25 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="172 699 439 1016" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p> </div>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。緊SA⑧n</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。緊SA⑧o</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊SA⑨h</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊SA⑨i</p>	<p>(d) 緊急時対策建屋放射線計測設備  <u>緊急時対策建屋放射線計測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。緊SA⑧n</u></p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。緊 SA⑧o</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊 SA⑨h【P20, 21 から】</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊SA⑨i</p> <p>a) 可搬型屋内モニタリング設備                      [可搬型重大事故等対処設備]                      可搬型エリアモニタ (MOX燃料加工施設と共用) 2 台 (予備として故障時のバックアップを1台)                      可搬型ダストサンプラ (MOX燃料加工施設と共用) 2 台 (予備として故障時のバックアップを1台)                      アルファ・ベータ線用サーベイメータ (MOX燃料加工施設と共用) 2 台 (予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b) 可搬型環境モニタリング設備                      [可搬型重大事故等対処設備]                      可搬型線量率計 (MOX燃料加工施設と共用) 2 台 (予備として故障時のバックアップを1台)</p>	<p>9.16.2.2 設計方針                      (4) 環境条件等                      b. 可搬型重大事故等対処設備                      緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。緊 SA④</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。緊 SA④【P43, 44 から】</p> <p>9.16.2.5 試験・検査                      緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊 SA④</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊 SA④【P53から】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（26 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      重大事故等に対処するために必要な情報を把握するという方針は同様であるが、当社施設の設計上の考慮を記載するため。</p>	<p>(5) 緊急時対策建屋情報把握設備</p> <p>重大事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう、緊急時対策建屋情報把握設備を設置する設計とする。緊SA②b</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備は、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できるよう、情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊SA②c</p> <p>また、データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対処設備として位置付け、<u>重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設計とする。</u>緊SA②d</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備は、可搬型データ伝送装置より可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタにて測定した緊急時対策建屋周辺の線量及び空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定した指示値が伝送され、表示できる設計とする。緊SA②e</p>	<p>可搬型ダストモニタ（MOX燃料加工施設と共用）2台（予備として故障時のバックアップを1台）</p> <p>可搬型データ伝送装置（MOX燃料加工施設と共用）2台（予備として故障時のバックアップを1台）</p> <p>可搬型発電機（MOX燃料加工施設と共用）3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）緊SA②</p> <p>(e) 緊急時対策建屋情報把握設備</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。また、データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対処設備として位置付ける。緊SA②</p> <p>【許可からの変更点】 位置付ける目的について、明確にした。</p>	<p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2)主要設備</p> <p>e. 緊急時対策建屋情報把握設備  <u>緊急時対策建屋情報把握設備は、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できるよう、情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</u>緊SA②c</p> <p>また、データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対処設備として位置付ける設計とする。                      緊SA②d【P50から】</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2)主要設備</p> <p>d. 緊急時対策建屋放射線計測設備 (b) 可搬型環境モニタリング設備  <u>また、指示値を可搬型データ伝送装置により緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。</u>                      緊SA②e【P50から】</p>	<p>※「緊急時対策所」                      第2章 個別項目                      1. 緊急時対策所                      1.1 緊急時対策所の設置等                      (3) 緊急時対策所の機能                      b. 情報の把握</p> <p>※「計測制御系統施設」                      第2章 個別項目                      4. 通信連絡設備                      4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに緊急時対策所において把握できる設計とする。</p>	<p>緊SA②b(P5から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（27 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      重大事故等に対処するために必要な情報を把握するという方針は同様であるが、当社施設の設計上の考慮を記載するため。</p> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      重大事故等に対処するために必要な情報を把握するという方針は同様であるが、必要な情報を把握するための機器が発電炉と相違しているため。</p>	<p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、代替計測制御設備で計測した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに監視測定設備の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ、可搬型環境モニタリング設備、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し、緊急時対策所に表示する設計とする。緊SA②f</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置は、中央制御室から「臨界事故の拡大防止」、「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」、「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」、「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」、「使用済燃料貯蔵槽の冷却等」、「工場等外への放射性物質等の放出の抑制」、「重大事故等への対処に必要な水の供給」及び「監視測定設備」の「排気口における放射性物質の濃度」、「周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量」、「敷地内における気象観測項目」の確認に必要な重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集し、データ表示装置にて表示する設計とする。緊SA②g</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を介して、給電できる設計とする。緊SA②h</p>		<p>(2)主要設備                      e. 緊急時対策建屋情報把握設備                      緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、代替計測制御設備で計測した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに監視測定設備の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ、可搬型環境モニタリング設備、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し、緊急時対策所に表示する。                      緊 SA①-7h, 緊 SA②f</p> <p>また、データ収集装置は、中央制御室から「臨界事故の拡大防止」、「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」、「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」、「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」、「使用済燃料貯蔵槽の冷却等」、「工場等外への放射性物質等の放出の抑制」、「重大事故等への対処に必要な水の供給」及び「監視測定設備」の「排気口における放射性物質の濃度」、「周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量」、「敷地内における気象観測項目」の確認に必要な重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集し、データ表示装置にて表示する設計とする。緊 SA②g【P50 から】</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備                      (2)主要設備                      g. 緊急時対策建屋電源設備                      (a) 電源設備                      緊急時対策建屋電源設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を介して、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備に給電できる設計とする。緊 SA②h【P51 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（28 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="181 625 448 877" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(当社の記載) 〈不一致の理由〉 第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p> <p data-bbox="151 1262 468 1629" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【「等」の解説】 「地震等」の指す内容は、緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置に影響を与える自然現象の例示として示した記載を用いた。</p>	<p data-bbox="557 373 1012 573">緊急時対策建屋情報把握設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。 緊SA⑤l</p> <p data-bbox="557 646 1012 846">緊急時対策建屋情報把握設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。 緊SA⑤m</p> <p data-bbox="557 951 1012 1119">緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備により機能を維持する設計とする。 緊SA⑤n</p> <p data-bbox="557 1161 1012 1392">緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、それぞれ1台で計測設備及び監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。 緊SA⑤o</p> <p data-bbox="557 1434 1012 1665">緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、それぞれ1台で可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器並びに監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。 緊SA⑤p</p> <p data-bbox="557 1738 1012 1896">緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 緊SA⑥g</p>	<p data-bbox="1056 373 1540 541"><u>緊急時対策建屋情報把握設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。</u>緊SA⑤l</p> <p data-bbox="1056 646 1540 814"><u>緊急時対策建屋情報把握設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。</u>緊SA⑤m</p> <p data-bbox="1056 951 1540 1119"><u>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備により機能を維持する設計とする。</u> 緊SA⑤n</p> <p data-bbox="1056 1738 1540 1896"><u>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u>緊SA⑥g</p>	<p data-bbox="1558 279 2041 615">9.16.2.2 設計方針 (1) 多様性、位置的分散 a. 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。緊SA④</p> <p data-bbox="1558 646 2041 919">緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。 緊SA④</p> <p data-bbox="1558 951 2041 1119">緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備により機能を維持する設計とする。 緊SA④</p> <p data-bbox="1558 1161 2041 1360">緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、それぞれ1台で計測設備及び監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。緊SA⑤o</p> <p data-bbox="1558 1392 2041 1633">緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、それぞれ1台で可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器並びに監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。緊SA⑤p【P36, 37から】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（29 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)            &lt;不一致の理由&gt;            第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p> <p>【許可からの変更点】            位置付ける目的について、明確にした。</p>	<p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA⑥h</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、想定される重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有するとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。緊SA⑦i</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、想定される重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有するとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。緊SA⑦j</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊SA⑧p</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して、代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。緊SA⑧q</p>	<p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA⑥h</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、想定される重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。緊SA⑦i</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、想定される重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ合計2台以上設置することで、多重性を有する設計とする。緊SA⑦j</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊SA⑧p</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して、代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。緊SA⑧q</p>	<p>9.16.2.2 設計方針            (2) 悪影響防止            緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。            緊SA④【P39から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針            (3) 個数及び容量            a. 常設重大事故等対処設備            緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、想定される重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。            緊SA④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、想定される重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。            緊SA④【P41から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針            (4) 環境条件等            a. 常設重大事故等対処設備            緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊SA④【P43から】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（30 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="178 409 445 661" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p> </div>	<p>緊急時対策建屋情報把握設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護する設計とする。緊SA⑧r</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊SA⑨j</p>	<p>緊急時対策建屋情報把握設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。緊SA⑧r</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊SA⑨j</p> <p>a) 緊急時対策建屋情報把握設備                      [常設重大事故等対処設備]                      情報収集装置 (MOX燃料加工施設と共用)                      2 台 (予備として故障時のバックアップを1台)                      情報表示装置 (MOX燃料加工施設と共用)                      2 台 (予備として故障時のバックアップを1台)                      データ収集装置 (設計基準対象の施設と兼用)                      2 台 (予備として故障時のバックアップを1台)                      データ表示装置 (設計基準対象の施設と兼用)                      2 台 (予備として故障時のバックアップを1台) 緊SA⑩</p> <p>(f) 通信連絡設備                      再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を重大事故等対処設備として設置又は配備する。緊SA⑫                      通信連絡設備は、「四、A. リ.(4)(x)通信連絡設備」に記載する。緊SA⑮【P36へ】</p>	<div data-bbox="1543 268 2036 546" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>9.16.2.2 設計方針                      (4) 環境条件等                      a. 常設重大事故等対処設備                      緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。緊SA④【P43から】</p> </div> <div data-bbox="1543 571 2036 751" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>9.16.2.5 試験・検査                      緊急時対策建屋情報把握設備は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊SA④【P53から】</p> </div>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（31 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社施設の設計上の考慮を記載するため。</p>	<p>(6) 緊急時対策建屋電源設備 a. 電源設備</p> <p>緊急時対策建屋は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために代替電源から給電ができる設計とする。緊SA①-8a</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、多重性を有する設計とする。緊SA①-8b</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、電源設備及び燃料補給設備にて構成する。緊SA①-8c</p> <p>緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、緊急時対策建屋電源設備として、電源設備及び燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊SA①-8d</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、外部電源が喪失し、重大事故等が発生した場合に、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高压系統6.9kV緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋低压系統460V緊急時対策建屋用母線及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊SA①-8e</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高压系統6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低压系統460V緊急時対策建屋用母線を介して、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備に給電できる設計とする。緊SA①-8f</p>	<p>(g) 緊急時対策建屋電源設備</p> <p>緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、緊急時対策建屋電源設備として、多重性を有する電源設備及び燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として設置する。緊SA①-8d</p>	<p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 g. 緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策建屋は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために代替電源から給電ができる設計とする。緊SA①-8a【P51から】</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 g. 緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策建屋電源設備は、緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、電源設備及び燃料補給設備で構成する。緊SA①-8c【P51から】</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 g. 緊急時対策建屋電源設備 (a) 電源設備 緊急時対策建屋電源設備は、外部電源が喪失し、重大事故等が発生した場合に、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高压系統6.9kV緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋低压系統460V緊急時対策建屋用母線及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊SA①-8e</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高压系統6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低压系統460V緊急時対策建屋用母線を介して、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備に給電できる設計とする。緊SA①-8f【P51から】</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (2) 必要な条件 c. 代替交流電源の確保 緊急時対策所には、常用電源設備からの給電が喪失した場合に、代替電源設備である緊急時対策所用発電機（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））からの給電が可能な設計とする。なお、緊急時対策所用発電機は、プルーム通過時において、燃料を自動で補給し運転継続できる設計とする。 緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、2台設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>※「非常用電源設備」 第2章 個別項目 2. 交流電源設備 2.3 緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））は、緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））（6900V、1200Aのものを1個）、緊急時対策所用動力変圧器（東海、東海第二発電所共用）（1400kVA、6900/480Vのものを1個）、緊急時対策所用パワーセンタ（東海、東海第二発電所共用）（480V、1800Aのものを1個）、緊急時対策所用モータコントロールセンタ（東海、東海第二発電所共用）（480V、1200A及び210V、800Aのものを2個）、緊急時対策所用100V分電盤（東海、東海第二発電所共用）（105V、800Aのものを2個及び105V、400Aのものを1個）、緊急時対策所用直流125V主母線盤（東海、東海第二発電所共用）（125V、1200Aのものを1個）、緊急時対策所用直流125V分電盤（東海、東海第二発電所共用）（125V、800Aのものを1個）を經由して緊急時対策所非常用送風機（東海、東海第二発電所共用）、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム）</p>	<p>緊SA①-8b(P6から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（32 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社施設の設計上の考慮を記載するため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋用発電機は、運転中においても燃料の補給が可能な設計とする。緊SA①-8g</p> <p>燃料の補給の本系統の流路として、燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。緊SA①-8h</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。緊SA⑤q</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。緊SA⑤r</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、多重性を有するとともに、それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。緊SA⑤s</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、多重性を有する設計とする。緊SA⑤t</p>	<p>緊急時対策建屋電源設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。緊SA⑤q</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。緊SA⑤r</p>	<p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 g. 緊急時対策建屋電源設備 (a) 電源設備 また、緊急時対策建屋用発電機は、運転中においても燃料の補給が可能な設計とする。緊SA①-8g</p> <p>燃料の補給の本系統の流路として、燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する。緊SA①-8h【P52から】</p> <p>9.16.2.2 設計方針 (1) 多様性、位置的分散 a. 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。緊SA④</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。緊SA④</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、1台で緊急時対策建屋に給電するために必要な容量を有するものを2台設置、緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線を2系統、緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を4系統有し、多重性を有する設計とするとともに、それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。緊SA⑤s, 緊SA⑤</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、1台で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台、合計4台設置することで、多重性を有する設計とする。緊SA⑤t, 緊SA⑤【P36, 37, 38から】</p>	<p>ム、IP電話、IP-FAX）（東海、東海第二発電所共用）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）等へ給電できる設計とする。</p> <p>※「非常用電源設備」 第2章 個別項目 4. 燃料設備 4.3 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機への給油 緊急時対策所用発電機の燃料は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（東海、東海第二発電所共用）及び緊急時対策所用発電機給油ポンプ（東海、東海第二発電所共用）により補給できる設計とする。</p> <p>※「非常用電源設備」 第2章 個別項目 3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備 3.3 緊急時対策所用蓄電池 常用電源設備からの受電が喪失した場合に、緊急時対策所用メタルラッド開閉装置等の制御電源に使用するため、緊急時対策所用125V系蓄電池（東海、東海第二発電所共用）を設ける設計とする。</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可において、蓄電池を含めた電源盤は、緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線としているため。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（33 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA⑥i</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA⑥j</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、緊急時対策建屋に給電するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有し、多重性を考慮した設計とする。緊SA⑦k</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有する台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を設置することで、多重性を有する設計とする。緊SA⑦l</p>	<p><u>緊急時対策建屋電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA⑥i</u></p> <p><u>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、緊急時対策建屋に給電するために必要な1台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた2台以上設置し多重性を有するとともに、独立した系統構成を有する設計とする。緊SA⑦k, 緊SA⑦l</u></p> <p><u>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、1台で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた合計4台以上設置することで、多重性を有する設計とする。緊SA⑦l, 緊SA⑦m</u></p> <p><u>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくとも、緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な1基を有する設計とするとともに、予備を含めた2基以上を有する設計とする。緊SA⑦n【P35〜】</u></p>	<p>9.16.2.2 設計方針                      (2) 悪影響防止                      緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置及び緊急時対策建屋電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA⑥</p> <p><u>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機並びに緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊SA⑥j【P39から】</u></p> <p>9.16.2.2 設計方針                      (3) 個数及び容量                      a. 常設重大事故等対処設備                      MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、緊急時対策建屋に給電するために必要な1台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた2台以上を有し、多重性を考慮した設計とする。緊SA⑥</p> <p><u>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、1台で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた合計4台以上設置することで、多重性を有する設計とする。緊SA⑥【P41から】</u></p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（34 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      第三十六条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊SA⑧s</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護する設計とする緊SA⑧t</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観点検、起動試験及び分解点検が可能な設計とする。緊SA⑨k</p> <p>b. 燃料補給設備</p> <p>燃料補給設備は、重大事故等への対処に必要な燃料を供給できるようにするため、重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊SA①-8i</p> <p>重油貯槽は、緊急時対策建屋用発電機を7日間以上の連続運転ができる燃料を貯蔵する設計とする。緊SA①-8j</p> <p>重油貯槽は、消防法に基づき設置する設計とする。緊SA①-8k</p> <p>また、重油貯槽は、万一火災が発生した場合においても、緊急時対策建屋に影響を及ぼすことがないように配置する設計とする。緊SA①-8l</p>	<p>緊急時対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊SA⑧s</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。緊SA⑧t</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観点検、起動試験及び分解点検が可能な設計とする。緊SA⑨k</p>	<p>9.16.2.2 設計方針                      (4) 環境条件等                      a. 常設重大事故等対処設備                      緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊SA④</p> <p>緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。緊SA④【P43から】</p> <p>9.16.2.5 試験・検査                      緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観点検、起動試験及び分解点検が可能な設計とする。緊SA④【P53から】</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備                      (2) 主要設備                      g. 緊急時対策建屋電源設備                      (b) 燃料補給設備                      燃料補給設備は、重大事故等への対処に必要な燃料を供給できるようにするため、重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊SA①-8i</p> <p>重油貯槽は、緊急時対策建屋用発電機を7日間以上の連続運転ができる燃料を貯蔵する設計とする。緊SA①-8j</p> <p>重油貯槽は、消防法に基づき設置する。緊SA①-8k</p> <p>また、重油貯槽は、万一火災が発生した場合においても、緊急時対策建屋に影響を及ぼすことがないように配置する。緊SA①-8l【P52から】</p>	<p>※「非常用電源設備」                      第2章 個別項目                      4. 燃料設備                      4.3 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機への給油                      緊急時対策所用発電機の燃料は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（東海、東海第二発電所共用）及び緊急時対策所用発電機給油ポンプ（東海、東海第二発電所共用）により補給できる設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（35 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、多重性を有する設計とする。 緊SA⑤u</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくとも、緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な容量を有する設計とする。 緊SA⑦m</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、再処理施設の運転中又は停止中に独立してパラメータ確認及び漏えい確認が可能な設計とする。緊SA⑨1</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくとも、緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な1基を有する設計とするとともに、予備を含めた2基以上を有する設計とする。 緊SA⑦m, 緊SA⑩ 【P33から】</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、再処理施設の運転中又は停止中に独立してパラメータ確認及び漏えい確認が可能な設計とする。緊SA⑨1</p> <p>a) 電源設備 [常設重大事故等対処設備] 緊急時対策建屋用発電機（MOX燃料加工施設と共用）2台（予備として故障時のバックアップを1台） 緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線（MOX燃料加工施設と共用）2系統 緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線（MOX燃料加工施設と共用）4系統 燃料油移送ポンプ（MOX燃料加工施設と共用）4台（予備として故障時のバックアップを3台） 燃料油配管・弁（MOX燃料加工施設と共用）1式緊SA⑩</p> <p>b) 燃料補給設備 [常設重大事故等対処設備] 重油貯槽（MOX燃料加工施設と共用）2基緊SA⑩</p>	<p>9.16.2.2 設計方針 (1) 多様性、位置的分散 a. 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくとも、1基で緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な容量を有するものを2基設置することで、多重性を有する設計とする。緊SA⑤u, 緊SA⑩【P38から】</p> <p>9.16.2.5 試験・検査 緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、再処理施設の運転中又は停止中に独立してパラメータ確認及び漏えい確認が可能な設計とする。 緊SA⑩【P54から】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（36 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(7) 通信連絡設備</p> <p>再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を重大事故等対処設備として設ける設計とする。緊 SA③b</p> <p>通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合においても再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備を重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。 緊 SA③c</p> <p>また、代替通信連絡設備を設ける設計とする。緊 SA③d</p>	<p>(f) 通信連絡設備</p> <p>再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を重大事故等対処設備として設置又は配備する。緊 SA②</p> <p>通信連絡設備は、「四、A. リ. (4) (x) 通信連絡設備」に記載する。緊 SA④【P30から】</p> <p>【許可からの変更点】 位置付ける目的について、明確にした。</p>	<p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 f. 通信連絡設備 通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合においても再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備を重大事故等対処設備として位置付ける。緊 SA③c</p> <p>また、代替通信連絡設備を設置又は配備する設計とする。 緊 SA③d【P51から】</p> <p>(1) 多様性、位置的分散 「1.7.18 (1) a. 多様性、位置的分散」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。緊 SA④ a. 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。 緊 SA④【P8, 12, 28, 32へ】</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 c. 通信連絡</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。 緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、通信連絡設備により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、緊急時対策支援システム伝送装置を設置する設計とする。データ伝送設備（発電所外）については、通信方式の多様性を確保した専用通信回線にて伝送できる設計とする。 緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備（発電所外）については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。</p>	<p>緊 SA③b (P5 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（37 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は，制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，制御室と位置的分散を図る設計とする。 緊 SA◇【P9, 12, 28, 32 へ】</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は，地震等により機能が損なわれる場合，代替設備により機能を維持する設計とする。 緊 SA◇【P28 へ】</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機はそれぞれ2台で緊急時対策建屋内を換気するために必要な換気容量を有するものを合計4台設置することで，多重性を有する設計とする。緊 SA◇【P12 へ】</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は，それぞれ1台で計測設備及び監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで，多重性を有する設計とする。緊 SA◇</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は，それぞれ1台で可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器並びに監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで，多重性を有する設計とする。緊 SA◇【P28 へ】</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は，1台で緊急時対策建屋に給電するために必要な容量を有するものを2台設置，緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線を2系統，緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を4系統有し，多重性を有する設計とするとともに，それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。緊 SA◇【P32 へ】</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（38 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、1台で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台、合計4台設置することで、多重性を有する設計とする。緊 SA◇【P32 へ】</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくとも、1基で緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な容量を有するものを2基設置することで、多重性を有する設計とする。緊 SA◇【P35 へ】</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。 緊 SA◇【P15, 18, 23 へ】</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。緊 SA◇【P23 へ】</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。 緊 SA◇【P16, 19 へ】</p> <p>通信連絡設備の多様性、位置的分散については、「9.17 通信連絡設備」に示す。緊 SA◇</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（39 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(2) 悪影響防止 「1.7.18(1) b. 悪影響防止」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。緊 SA◇</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊 SA◇【P9 へ】</p> <p>緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置及び緊急時対策建屋電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊 SA◇【P12, 16, 19, 23, 33 へ】</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 緊 SA◇【P29 へ】</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機並びに緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊 SA◇【P12, 13, 33 へ】</p> <p>通信連絡設備の悪影響防止については、「9.17 通信連絡設備」に示す。 緊 SA◇</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（40 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(3) 個数及び容量  「1.7.18(2) 個数及び容量」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。緊 SA◇</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備  緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びにMOX燃料加工施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等、約50人の要員がとどまることができる設計とする。緊 SA◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な2台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた4台以上を有する設計とする。また、緊急時対策建屋フィルタユニットは、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な5基を有する設計とするとともに、故障時バックアップを含めた6基以上を有する設計とする。緊 SA◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において、待機室の居住性を確保するため、待機室を正圧化し、待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる4,900m<sup>3</sup>以上を有する設計とする。緊 SA◇【P13, 15へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（41 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、想定される重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。 緊 SA◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、想定される重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。緊 SA◇【P29 へ】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、緊急時対策建屋に給電するために必要な1台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた2台以上を有し、多重性を考慮した設計とする。緊 SA◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、1台で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた合計4台以上設置することで、多重性を有する設計とする。緊 SA◇【P33 へ】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくとも、緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な1基を有する設計とするとともに、予備を含めた2基以上を有する設計とする。 緊 SA◇【P35 へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（42 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>b. 可搬型重大事故等対処設備                      MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は、緊急時対策所の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定をするために必要な1台を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。                      緊 SA◇【P16 へ】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。緊 SA◇【P19, 24 へ】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は、可搬型線量率計等に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。                      緊 SA◇【P24 へ】</p> <p>通信連絡設備の個数及び容量については、「9.17 通信連絡設備」に示す。                      緊 SA◇</p> <p>(4) 環境条件等                      「1.7.18 (3) 環境条件等」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。                      緊 SA◇</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備                      緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。緊 SA◇【P9 へ】</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（43 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊 SA◇【P13, 29, 34 へ】</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。緊 SA◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。緊 SA◇【P13, 30, 34 へ】</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊 SA◇【P16, 20 へ】</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊 SA◇【P24 へ】</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。緊 SA◇【P17, 20, 24 へ】</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。緊 SA◇【P17, 21, 25 へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（44 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を整備する。緊 SA◇</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。緊 SA◇【P17, 21, 25 へ】</p> <p>通信連絡設備の環境条件等については、「9.17 通信連絡設備」に示す。緊 SA◇</p> <p>(5) 操作性の確保 「1.7.18 (4) a. 操作性の確保」に示す基本方針を踏まえ設計する。緊 SA◇</p> <p>通信連絡設備の操作性の確保については、「9.17 通信連絡設備」に示す。緊 SA◇</p> <p>9.16.2.3 主要設備の仕様 緊急時対策所の主要設備の仕様を第9.16-2表(1)に示す。緊 SA◇ 緊急時対策所の放射線管理施設の概略仕様を第9.16-2表(2)に示す。緊 SA◇ 緊急時対策所の通信連絡設備及び代替通信連絡設備の概略仕様を第9.16-2表(3)に示す。緊 SA◇</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (1) 系統構成 緊急時対策所は、必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。緊 SA◇【P7 へ】</p> <p>緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。緊 SA◇ 緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。緊 SA◇ また、隣接する第1保管庫・貯水所で</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（45 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>漏水が発生した場合を想定し、地下外壁に防水処理を施し、周囲の地盤を難透水層とする。緊 SA◇</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により制御室と同時にその機能を喪失しないよう、制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、制御室からの離隔距離を確保した場所に設置又は配備する。緊 SA◇</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するための必要な要員を含め、重大事故等の対処に必要な数の非常時対策組織の要員を収容することができる設計とする。緊 SA◇</p> <p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、出入管理区画を設ける設計とする。緊 SA◇</p> <p>また、建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。 緊 SA◇【P7へ】</p> <p>緊急時対策建屋の重大事故等対処設備は、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋情報把握設備、通信連絡設備及び緊急時対策建屋電源設備で構成する。緊 SA◇</p> <p>緊急時対策所の居住性に係る設計においては、有効性評価を実施している重大事故等のうち、臨界事故、外的事象の地震を要因として発生が想定される、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生を仮定する。緊 SA◇</p> <p>また、その想定における放射性物質の放出量は、多段の重大事故等の拡大防止対策が機能しないことを仮定することで、重大事故等の有効性評価に対して十分な保守性を見込んで設定する。 緊 SA◇</p> <p>具体的には、臨界事故の発生時の大気中への放射性物質の放出量は、可溶性中性子吸収材の効果を見込まず、全核分裂</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（46 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>数が<math>1 \times 10^{20}</math>に達したと仮定するとともに、臨界の核分裂により生成する放射性物質の貯留設備への貯留対策の効果を見込まず、放射性物質が時間減衰しないことを想定し設定する。緊 SA◇</p> <p>冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生時の大気中への放射性物質の放出量は、機器注水又は冷却コイル若しくは冷却ジャケット（以下「冷却コイル等」という。）通水の効果を見込まず、気体状の放射性物質が発生することを想定するとともに、気相部へ移行した放射性物質のセルへの導出及び高性能粒子フィルタ等による放射性物質の除去の効果を見込まず設定する。緊 SA◇</p> <p>放射線分解により発生する水素による爆発の発生時の大気中への放射性物質の放出量は、放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策が機能しないことにより、2回までの放射線分解により発生する水素による爆発を仮定するとともに、気相部へ移行した放射性物質のセルへの導出及び高性能粒子フィルタ等による放射性物質の除去の効果を見込まず設定する。緊 SA◇</p> <p>また、重大事故等時の緊急時対策所の居住性については、マスクの着用及び交代要員体制等の被ばくの低減措置を考慮せず、7日間同じ要員が緊急時対策所にとどまることを想定する。緊 SA◇</p> <p>以上の条件においても、緊急時対策所の居住性を確保するための設備は、重大事故等時において緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で<math>100\text{mSv}</math>を超えない設計とする。緊 SA◇</p> <p>緊急時対策所における居住性に係る被ばく評価結果は、最大で、外的事象の地震を要因として発生が想定される冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生における約<math>4\text{mSv}</math>であり、7日間で<math>100\text{mSv}</math>を超えない。緊 SA◇</p> <p>緊急時対策建屋は、「添付書類六 再処理施設の安全設計に関する説明書」の「1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.8 耐津波設計」及び「1.5 火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。緊 SA◇</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設との共用を考慮した設計とする。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（47 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊 SA◇                      緊急時対策建屋機器配置図を第 9.16-2 図及び第 9.16-3 図に示す。                      緊 SA◇</p> <p>(2) 主要設備                      a. 緊急時対策建屋の遮蔽設備                      緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋の遮蔽設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。                      緊 SA◇【P8 へ】</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。緊 SA◇</p> <p>b. 緊急時対策建屋換気設備                      緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室差圧計、待機室差圧計及び監視制御盤を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊 SA◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。緊 SA◇【P10 へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（48 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気の取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。緊 SA◇【P10 へ】</p> <p>また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合には、緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。緊 SA◇</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、約 50 人の非常時対策組織の要員が 2 日間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。緊 SA◇</p> <p>対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。緊 SA◇【P11 へ】</p> <p>本系統の流路として、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ及び緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する。緊 SA◇</p> <p>また、緊急時対策建屋換気設備等の起動状態及び差圧が確保されていること等を確認するため、監視制御盤を常設重大事故等対処設備として使用する。緊 SA◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の系統概要図を第 9.16-4 図に示す。緊 SA◇</p> <p>c. 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素化合物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。緊 SA◇【P15 へ】</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（49 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障ない範囲にあることを把握できる設計とする。 緊 SA◇【P15 へ】</p> <p>d. 緊急時対策建屋放射線計測設備 (a) 可搬型屋内モニタリング設備 可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 緊 SA◇</p> <p>可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。 緊 SA◇【P18 へ】</p> <p>(b) 可搬型環境モニタリング設備 可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 緊 SA◇【P22 へ】</p> <p>「8.2.4 (2)b. 代替モニタリング設備」の監視測定用運搬車を可搬型重大事故等対処設備として使用する。 緊 SA◇</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合において、換気モードの切替判断を行うために、線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。 緊 SA◇</p> <p>可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは、緊急時対策建屋周辺の線量を測定するとともに、空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とする。 緊 SA◇【P22 へ】</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（50 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>また、指示値を可搬型データ伝送装置により緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。 緊 SA◇【P22, 26 へ】</p> <p>可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は，可搬型発電機から受電できる設計とする。 緊 SA◇【P22 へ】</p> <p>e. 緊急時対策建屋情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備は，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できるよう，情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊 SA◇</p> <p>また，データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対処設備として位置付ける設計とする。緊 SA◇【P26 へ】</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は，代替計測制御設備で計測した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに監視測定設備の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ，可搬型環境モニタリング設備，代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し，緊急時対策所に表示する。 緊 SA◇【P23, 27 へ】</p> <p>また，データ収集装置は，中央制御室から「臨界事故の拡大防止」，「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」，「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」，「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」，「使用済燃料貯蔵槽の冷却等」，「工場等外への放射性物質等の放出の抑制」，「重大事故等への対処に必要なとなる水の供給」及び「監視測定設備」の「排気口における放射性物質の濃度」，「周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量」，「敷地内における気象観測項目」の確認に必要な重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集し，データ表示装置にて表示する設計とする。緊 SA◇【P27 へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（51 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>情報収集装置、情報表示装置の系統概要図を第9.16-5図に、データ収集装置、データ表示装置の系統概要図を第9.16-1図に示す。緊 SA◇</p> <p>f. 通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合においても再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備を重大事故等対処設備として位置付ける。緊 SA◇</p> <p>また、代替通信連絡設備を設置又は配備する設計とする。緊 SA◇【P36 へ】</p> <p>g. 緊急時対策建屋電源設備</p> <p>緊急時対策建屋は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために代替電源から給電ができる設計とする。緊 SA◇</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、電源設備及び燃料補給設備で構成する。緊 SA◇</p> <p>(a) 電源設備</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、外部電源が喪失し、重大事故等が発生した場合に、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高压系統 6.9kV 緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋低压系統 460V 緊急時対策建屋用母線及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊 SA◇【P31 へ】</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高压系統 6.9kV 緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低压系統 460V 緊急時対策建屋用母線を介して、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備に給電できる設計とする。緊 SA◇【P11, 27, 31 へ】</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（52 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>また、緊急時対策建屋用発電機は、運転中においても燃料の補給が可能な設計とする。緊 SA◇</p> <p>燃料の補給の本系統の流路として、燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する。緊SA◇【P32へ】</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の系統概要図を第9.16-6図に示す。緊 SA ◇</p> <p>(b) 燃料補給設備</p> <p>燃料補給設備は、重大事故等への対処に必要な燃料を供給できるようにするため、重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊 SA◇</p> <p>重油貯槽は、緊急時対策建屋用発電機を7日間以上の連続運転ができる燃料を貯蔵する設計とする。緊 SA◇【P34へ】</p> <p>重油貯槽は、複数有する設計とする。緊 SA ◇</p> <p>重油貯槽は、消防法に基づき設置する。緊 SA◇</p> <p>また、重油貯槽は、万一火災が発生した場合においても、緊急時対策建屋に影響を及ぼすことがないよう配置する。緊 SA◇【P34へ】</p> <p>燃料補給設備の系統概要図を第9.16-7図に示す。緊 SA◇</p> <p>9.16.2.5 試験・検査 「1.7.18(4)b. 試験・検査性」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。緊 SA◇</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。緊 SA◇【P9へ】</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して動作確認及び分解点検が可能な設計とする。緊 SA◇【P14へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（53 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。緊 SA◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。緊 SA◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする 緊 SA◇【P14 へ】</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 緊 SA◇【P17 へ】</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 緊 SA◇【P21, 25 へ】</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 緊 SA◇【P25 へ】</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊 SA◇【P30 へ】</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観点検、起動試験及び分解点検が可能な設計とする。緊 SA◇【P34 へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（54 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、再処理施設の運転中又は停止中に独立してパラメータ確認及び漏えい確認が可能な設計とする。緊 SA◇【P35 へ】</p> <p>通信連絡設備の試験・検査については、「9.17 通信連絡設備」に示す緊 SA◇</p> <p>第9.16-2表(1) 緊急時対策所の主要設備及び仕様（重大事故等対処設備）</p> <p>1. 緊急時対策建屋の遮蔽設備 [常設重大事故等対処設備]</p> <p>a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備（MOX燃料加工施設と共用） 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上</p> <p>2. 緊急時対策建屋換気設備 [常設重大事故等対処設備]</p> <p>a) 緊急時対策建屋送風機（MOX燃料加工施設と共用） 台数 4（予備として故障時のバックアップを2台） 容量 約63,500m<sup>3</sup>/h/台</p> <p>b) 緊急時対策建屋排風機（MOX燃料加工施設と共用） 台数 4（予備として故障時のバックアップを2台） 容量 約63,500m<sup>3</sup>/h/台</p> <p>c) 緊急時対策建屋フィルタユニット（MOX燃料加工施設と共用） 種類 高性能粒子フィルタ2段内蔵形 基数 6（予備として故障時のバックアップを1基） 粒子除去効率 99.9%以上（0.15μm DOP粒子） 容量 約25,400m<sup>3</sup>/h/基</p> <p>d) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ（MOX燃料加工施設と共用） 数量 1式</p> <p>e) 緊急時対策建屋加圧ユニット（MOX燃料加工施設と共用） 容量 4,900m<sup>3</sup> [normal] 以上</p> <p>f) 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁（MOX燃料加工施設と共用）</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（55 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>数量 1式</p> <p>g) 対策本部室差圧計 (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>基数 1</p> <p>測定範囲 -0.5~0.5kPa</p> <p>h) 待機室差圧計 (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>基数 1</p> <p>測定範囲 -0.5~0.5kPa</p> <p>i) 監視制御盤 (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>面数 1</p> <p>3. 緊急時対策建屋環境測定設備 [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>a) 可搬型酸素濃度計 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>b) 可搬型二酸化炭素濃度計 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>c) 可搬型窒素酸化物濃度計 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>4. 緊急時対策建屋放射線計測設備 [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>a) 可搬型屋内モニタリング設備</p> <p>a-1) 可搬型エリアモニタ (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>台数 2 (予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>計測範囲 0.001~99.99mSv/h</p> <p>a-2) 可搬型ダストサンプラ (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>台数 2 (予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>a-3) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>台数 2 (予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>計測範囲 B. G~100kmin-1 (アルファ線)</p> <p>計測範囲 B. G~300kmin-1 (ベータ線)</p> <p>b) 可搬型環境モニタリング設備</p> <p>b-1) 可搬型線量率計 (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>種類 NaI(Tl)シンチ</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（56 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>レーシオン式検出器半導 体式検出器 計測範囲 B. G. ~100 mSv /h又はmGy/h 台数 2（予備として故障時 のバックアップを1台） b-2）可搬型ダストモニタ（MOX 燃料加工施設と共用） 種類 ZnS（Ag）シンチ レーシオン式検出器 プラスチックシン チレーシオン式検出器 計測範囲 B. G. ~99.9kmin-1 台数 2（予備として故障時 のバックアップを1台） b-3）可搬型データ伝送装置（MO X燃料加工施設と共用） 台数 2（予備として故障時 のバックアップを1台） b-4）可搬型発電機（MOX燃料加 工施設と共用） 台数 3（予備として故障時 及び待機除外時のバックアップを2台） 容量 約3kVA/台</p> <p>5. 緊急時対策建屋情報把握設備 [常設重大事故等対処設備] a) 情報収集装置（MOX燃料加工施 設と共用） 台数 2（予備として故障時 のバックアップを1台） b) 情報表示装置（MOX燃料加工施 設と共用） 台数 2（予備として故障時 のバックアップを1台） c) データ収集装置（設計基準対象の 施設と兼用） 台数 2（予備として故障時 のバックアップを1台） d) データ表示装置（設計基準対象の 施設と兼用） 台数 2（予備として故障時 のバックアップを1台）</p> <p>6. 通信連絡設備 「第9.17.2-3表 通信連絡設備及び 代替通信連絡設備の主要機器仕様」に記 載する。</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（57 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>7. 緊急時対策建屋電源設備  [常設重大事故等対処設備]</p> <p>a) 電源設備</p> <p>a-1) 緊急時対策建屋用発電機 (MOX燃料加工施設と共用)  ディーゼル機関  台数 2 (予備として故障時のバックアップを1台)  燃料 A重油 (約420L/h)  発電機  種類 三相同期発電機  容量 約1,700kVA/台  力率 0.8 (遅れ)  電圧 6.6kV  周波数 50Hz</p> <p>a-2) 緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV緊急時対策建屋用母線 (MOX燃料加工施設と共用)  数量 2系統</p> <p>a-3) 緊急時対策建屋低圧系統 460V緊急時対策建屋用母線 (MOX燃料加工施設と共用)  数量 4系統</p> <p>a-4) 燃料油移送ポンプ (MOX燃料加工施設と共用)  台数 4 (予備として故障時のバックアップを2台)  容量 約1.3m<sup>3</sup>/h/台</p> <p>a-5) 燃料油配管・弁 (MOX燃料加工施設と共用)  数量 1式</p> <p>b) 燃料補給設備</p> <p>b-1) 重油貯槽 (MOX燃料加工施設と共用)  基数 2  容量 約100m<sup>3</sup>/基  使用燃料 A重油緊SA</p>		

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十条（緊急時対策所）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
緊 DB ①-1	緊急時対策所の設置箇所に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1	—	a. b
緊 DB ①-2	緊急時対策所の活動スペースに関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1	—	a. b
緊 DB ①-3	緊急時対策建屋の主要構造に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1	—	a. b
緊 DB ②	情報把握設備に関する説明	緊急時対策所の運用について説明	—	—	a. c. d. e f. g
2. 事業変更許可申請書の本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
緊 DB ①	技術基準規則の要求外	技術基準の要求外の記載であるため。	—		
緊 DB ②	本文と添六における同じ趣旨の記載	本文の他の箇所及び添六と趣旨が同じであり記載しない。	—		
緊 DB ③	第五十条と同じ趣旨の記載（緊急時対策所）	第五十条「緊急時対策所」で記載する基本方針である。	—		
緊 DB ④	記載箇所の呼び込み	事業指定申請書内の呼び込みに関する記載のため記載しない。	—		
緊 DB ⑤	他条文との重複記載（通信連絡設備）	第三十一条「通信連絡設備」で記載する基本方針である。	—		
緊 DB ⑥	他条文との重複記載（放射線管理施設）	第二十一条「放射線管理施設」で記載する基本方針である。	—		
緊 DB ⑦	設備仕様	仕様表にて記載する。	h		
3. 事業変更許可申請書の添六のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
緊 DB ◇	技術基準規則の要求外	技術基準の要求外の記載であるため。	—		
緊 DB ◇	本文と添六における同じ趣旨の記載	本文と趣旨が同じであり記載しない。	—		
緊 DB ◇	設計対処施設	基本設計方針には設計の全体方針を記載し、個別施設の詳細内容については添付書類に記載する。	—		
緊 DB ◇	他条文との重複記載（安全機能を有する施設）	第十六条「安全機能を有する施設」で記載する基本方針である。	—		
緊 DB ◇	記載箇所の呼び込み	事業指定申請書内の呼び込みに関する記載のため記載しない。	—		

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

緊 DB ◇	他条文との重複記載 (通信連絡設備)	第三十一条「通信連絡設備」で記載する基本方針である。	—
緊 DB ◇	設備仕様	仕様表にて記載する。	h
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書		
b	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書		
c	IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書		
d	V-4-別添 1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針		
e	V-4-別添 2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針		
f	VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)		
g	系統図		
h	仕様表		

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第五十条（緊急時対策所）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
緊 SA ①	必要な指示を行う要員がとどまることができる措置に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 1号	—	—
緊 SA ①-1	地震・津波に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 1号	—	a. c. f
緊 SA ①-2	制御室との共通要因に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 1号	—	a
緊 SA ①-3	汚染の持込みを防止する設計に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 1号	—	a. b. j
緊 SA ①-4	遮蔽設備に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 1号	—	a. b. c. d. f. g
緊 SA ①-5	換気設備に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 1号	—	a. b. c. d. e. f. g
緊 SA ①-6	環境測定設備に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 1号	—	a. b. d. e f. g
緊 SA ①-7	放射線計測設備に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 1号	—	a. b. d. e f. g. i
緊 SA ①-8	電源設備に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 1号	—	a. b. c. d. e. f. g. k
緊 SA ②	情報把握設備に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 2号	—	a. c. d. e f. g. l
緊 SA ③	通信連絡設備に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 3号	—	a. f. h. l
緊 SA ④	重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	2項	—	a. b
緊 SA ⑤	多様性，位置的分散に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第五十条）の設備として考慮すべき特記事項	2項 一号 3項 二号 四号 六号	—	g
緊 SA ⑥	悪影響防止に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第五十条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 六号	—	g
緊 SA ⑦	個数及び容量に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第五十条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 一号	—	g

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

緊 SA ⑧	環境条件等に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第五十条）の設備として考慮すべき特記事項	二号 七号 3項 三号 四号	—	g
緊 SA ⑨	試験・検査に関する説明	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第五十条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 四号	—	g

## 2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
緊 SA ①	技術基準規則の要求外	技術基準規則の要求外のため記載しない。	—
緊 SA ②	本文と添六における同じ趣旨の記載	本文の他の箇所及び添六と趣旨が同じであり記載しない。	—
緊 SA ③	設備仕様	仕様表にて記載する。	m
緊 SA ④	他条文との重複記載 (監視測定設備)	第四十九条「監視測定設備」で記載する基本設計方針である。	—
緊 SA ⑤	他条文との重複記載 (通信連絡に必要な設備)	第五十一条「通信連絡に必要な設備」で記載する基本設計方針である。	—
緊 SA ⑥	繰り返し記載	設工認申請書との比較のための繰り返しの記載のため記載しない。	—

## 3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
緊 SA ①	本文と添六における同じ趣旨の記載	本文と趣旨が同じであり記載しない。	—
緊 SA ②	技術基準規則の要求外	技術基準規則の要求外のため記載しない。	—
緊 SA ③	技術基準規則の要求外（運用に係る手順の記載）	技術基準規則の要求外（運用に係る手順）のため記載しない。	—
緊 SA ④	他条文との重複記載 (通信連絡に必要な設備)	第五十一条「通信連絡に必要な設備」で記載する基本設計方針である。	—
緊 SA ⑤	記載箇所の呼び込み	事業指定申請書内の呼び込みに関する記載のため記載しない。	—
緊 SA ⑥	被ばく評価の影響に対する設計方針	制御室及び緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載するため記載しない。	—
緊 SA ⑦	耐震、耐津波、火災及び爆発の防止に関する設計条件	再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書に記載するため記載しない。	—
緊 SA ⑧	設備仕様	仕様表にて記載する。	m

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

緊 SA ◇	他条文との重複記載 (監視測定設備)	第四十九条「監視測定設備」で記載する基本設計方針である。	—
緊 SA ◇	繰り返し記載	設工認申請書との比較のための繰り返しの記載のため記載しない。	—
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書		
b	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書		
c	IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書		
d	V-4-別添 1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針		
e	V-4-別添 2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針		
f	VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)		
g	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
h	VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書		
i	VI-1-4-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 (放管部)		
j	VI-1-4-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書		
K	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書		
l	系統図		
m	仕様表		

## 別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の  
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策所	設計方針 (緊急時対策所)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	緊急時対策所は、対策本部室、待機室及び全社対策室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策所	設計方針 (緊急時対策所)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	緊急時対策建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地上2階建て）、地下1階の建物である。	設置要求	緊急時対策建屋	設計方針 (緊急時対策所)	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能について】 ・緊急時対策所の設置条件等 【緊急時対策建屋の基本方針】 ・緊急時対策所の基本設計（レイアウト、資機材等）について説明する。 ・緊急時対策所に保管する資機材について説明する。 【緊急時対策所の機能、居住性についての説明】 ・気体状の放射性物質放出時に緊急時対策所にとどまる要員（組織）について補足する。 ・重大事故等時における緊急時対策所の居住性について説明する。 ・居住性評価に使用した各パラメータについて補足する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が、必要な期間にわたり安全に滞在できるように、緊急時対策所を設置する設計とする。緊急時対策所は、遮蔽設備及び換気設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋遮蔽設備	設計方針 (緊急時対策所)	V4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針	V4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	緊急時対策建屋環境測定設備は、設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が、対策本部室にとどまることができる環境にあることを確認するため、可搬型放射線濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を設置する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針 (緊急時対策所)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置を設置し、制御室内の運転員を介さずに、異常状態等を正確かつ、速やかに把握するために必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報が収集できる設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋情報把握設備	設計方針 (緊急時対策所)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設置する等の措置を講じた設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設ける設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策所	基本方針	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。	設置要求 評価要求	緊急時対策建屋	基本方針 (耐震構造) 設計方針 (耐震構造)	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書 VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の機能に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策建屋の基準地震動に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策建屋の基準津波に関する基本方針を示す。 【IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書】にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれることがないよう、標高約65m及び海岸からの距離約5 kmの地点に設置する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋	基本方針		【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって制御室と同時に機能喪失しない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋	基本方針	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の機能に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策建屋の基準地震動に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策建屋の基準津波に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の独立性に関する基本方針を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	緊急時対策所は、想定される重大事故等において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びにMOX燃焼加工施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員などにとどまることができる設計とする。	評価要求	緊急時対策建屋	基本方針 評価		【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に最大360人を収容できる設計とする。 また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	緊急時対策所は、必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策所	基本方針	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4 建屋、E施設共用)						第3 Gr									
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更④)	申請対象設備 (2項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
1	再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策所	—	—	—	—	—		
2	緊急時対策所は、対策本部室、待機室及び全社対策室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策所	—	—	—	—	—		
3	緊急時対策建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地上2階建て）、地下1階の建物である。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針	【緊急時対策所の機能について】 ・緊急時対策所の設置条件等 【緊急時対策建屋の基本方針】 ・緊急時対策所の基本設計（レイアウト、資機材等）について説明する。 ・緊急時対策所に保管する資機材について説明する。 【緊急時対策所の機能、居住性についての説明】 ・気体状の放射性物質放出時に緊急時対策所にとどまる要員（組織）について補足する。 ・重大事故等時における緊急時対策所の居住性について説明する。 ・居住性評価に使用した各パラメータについて補足する。	
4	設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が、必要な期間にわたり安全に滞在できるよう、緊急時対策所を設置する設計とする。緊急時対策所は、遮蔽設備及び換気設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋遮蔽設備	—	—	—	—	—		
5	緊急時対策建屋環境測定設備は、設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が、対策本部室にとどまることができる環境にあることを確認するため、可搬型放射線濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型重金属放射性濃度計を設ける設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	—	—	—	—		
6	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置を設置し、制御室内の運転員を介さずに、異常状態等を正確かつ速やかに把握するために必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報収集できる設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	—	—	—		
7	緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設置する等の措置を講じた設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設ける設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策所	—	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。	
8	緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。	設置要求 評価要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	—	—	—	—	<建屋・潤道> ・支持地盤の許容支持力度 ・支持地盤の幅限支持力度 ・マンメイドロックの強度 ・主要寸法 ・主要材料 VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 IV-2-1 再処理設備本体に係る耐震性に関する計算書 VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の機能に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策建屋の基準地震動に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策建屋の基準津波に関する基本方針を示す。 【IV-2-1 再処理設備本体に係る耐震性に関する計算書】にて、詳細を展開する。
9	また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれることがないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5 kmの地点に設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	—	—	—	—	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。	
10	緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって制御室と同時に機能喪失しない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	—	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策建屋の基準地震動に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策建屋の基準津波に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の独立性に関する基本方針を示す。
11	緊急時対策所は、想定される重大事故等において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びにMOX燃料加工施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員などにとどまることができる設計とする。	評価要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	—	—	—	—	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に最大360人を収容できる設計とする。 また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約60人の要員にとどまることができる設計とする。	
12	緊急時対策所は、必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策所	—	—	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (貯蔵庫共用)							
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
13	緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱及び脱衣、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設置する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋 (出入管理区画)	基本方針 対象選定	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の出入管理区画の機能に係る詳細設計を示す。 ・建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。 ・緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱及び脱衣、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。 「VI-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
14	建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋 (出入管理区画)	基本方針	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の出入管理区画の機能に係る詳細設計を示す。 ・建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。 ・緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱及び脱衣、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。 「VI-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4 建屋、E施設共用)						第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更④)	申請対象設備 (2項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認①) 第2コーティリティ棟屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
13	緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱及び脱衣、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋 (出入管理区画)	—	—	—	<p>【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所の出入管理区画の機能に係る詳細設計を示す。</li> <li>建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。</li> <li>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱及び脱衣、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設置する設計とする。</li> </ul> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。</li> </ul> <p>「VI-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書」にて、詳細を展開する。</p>
14	建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋 (出入管理区画)	—	—	—	<p>【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所の出入管理区画の機能に係る詳細設計を示す。</li> <li>建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。</li> <li>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱及び脱衣、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設置する設計とする。</li> </ul> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。</li> </ul> <p>「VI-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書」にて、詳細を展開する。</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
15	緊急時対策所は、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生において、多段の重大事故等の拡大防止対策が機能しないことを条件とし、かつ、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニット及び緊急時対策建屋加圧ユニットの機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。	機能要求① 詳細要求	緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備	基本方針 設計方針 (遮蔽設備) 設計方針 (建屋換気設備) 評価条件 評価方法	緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-1-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 II-3-3 事故等時における放射線による被ばくの防止に関する算書(緊急時対策建屋の遮蔽設備) IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書 VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 ・緊急時対策所の遮蔽設備は、緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるような緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるような緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。 【緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価】 ・相対湿度及び相対線量 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員 「II-3-3 事故等時における放射線による被ばくの防止に関する計算書(緊急時対策建屋の遮蔽設備)」にて、詳細を展開する。 「IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4 建屋、E施設共用)							第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更④)	申請対象設備 (2項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ棟屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	緊急時対策所は、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生において、多段の重大事故等の拡大防止対策が機能しないことを条件とし、かつ、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニット及び緊急時対策建屋加圧ユニットの機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。	機能要求① 詳細要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備	—	—	—	—	<p>【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</li> <li>緊急時対策所の遮蔽設備は、緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</li> <li>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</li> <li>緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。</li> <li>緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。</li> <li>緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるような緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。</li> <li>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気の取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。</li> <li>緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるような緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。</li> <li>緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。</li> </ul> <p>【緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相対湿度及び相対線量</li> <li>換気設備の換気運転</li> <li>高性能粒子フィルタを bypass せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量</li> <li>緊急時対策所の遮蔽効果</li> <li>緊急時対策所にとどまる要員</li> </ul> <p>「II-3-3 事故等時における放射線による被ばくの防止に関する計算書(緊急時対策建屋の遮蔽設備)」にて、詳細を展開する。</p> <p>「IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」にて、詳細を展開する。</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
16	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として緊急時対策所に設置する設計とする。	冒頭宣言 機能要求②	緊急時対策建屋の遮蔽設備	基本方針	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	<p>【緊急時対策所の機能に関する基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。</li> <li>重大事故等に対処するため、緊急時対策所に最大300人を収容できる設計とする。</li> <li>また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。</li> <li>緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮蔽設備を設ける設計とする。</li> </ul> <p>【緊急時対策所の居住性に関する基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。</li> <li>緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋の遮蔽設備	基本方針	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	<p>【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</li> <li>緊急時対策所の遮蔽設備は、緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効員数が、7日間で100m<sup>2</sup>を越えない設計とする。</li> </ul> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</li> <li>緊急時対策所の遮蔽設備は、緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効員数が、7日間で100m<sup>2</sup>を越えない設計とする。</li> </ul> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。</li> </ul> <p>「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。</li> </ul> <p>「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 G r (主要4 建屋、E施設共用)						第3 G r							
			説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1 項変更④)	申請対象設備 (2 項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ棟屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができ、居住性を確保するための設備として緊急時対策所に設置する設計とする。	冒頭宣言 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	—	仕様表 ・遮蔽設備 ・厚さ ・主要材料	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に最大360人を収容できる設計とする。 また、気体の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができ、居住性を確保するための設備として緊急時対策所に設置する設計とする。 【緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。
17	緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができ、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができ、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 ・緊急時対策所の遮蔽設備は、緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の基地量が、7日間で100m S vを超えない設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。
18	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができ、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 ・緊急時対策所の遮蔽設備は、緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の基地量が、7日間で100m S vを超えない設計とする。
19	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
20	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 ・緊急時対策所の遮蔽設備は、緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効稼働量が、7日間で100m <sup>3</sup> vを超えない設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 ・緊急時対策所の遮蔽設備は、緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効稼働量が、7日間で100m <sup>3</sup> vを超えない設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 G r (主要4 建屋、E施設共用)						第3 G r						
			説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1 項変更④)	申請対象設備 (2 項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認① 第2コーティリティ棟屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類
20	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	—	—	<p>【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</li> <li>緊急時対策所の遮蔽設備は、緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効稼働量が、7日間で100m S vを超えない設計とする。</li> </ul> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確認するための防護措置を示す。</li> </ul> <p>「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。</p>
21	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	—	—	<p>【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</li> <li>緊急時対策所の遮蔽設備は、緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効稼働量が、7日間で100m S vを超えない設計とする。</li> </ul> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確認するための防護措置を示す。</li> </ul> <p>「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
22	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針 (試験・検査)	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 ・緊急時対策所の遮蔽設備は、緊急時対策建屋換気設備の機能とあわせて、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効稼働が、7日間で100mSvを超えない設計とする。  【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。  「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として緊急時対策所に設置する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋換気設備	基本方針	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に最大360人を収容できる設計とする。 また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備を設ける設計とする。 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。  【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部差圧計及び待機室差圧計にて構成する。緊急時対策建屋換気設備は、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット) (ダクト・ダンパ) (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁) (対策本部差圧計) (待機室差圧計)	基本方針 対象選定	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部差圧計、待機室差圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。  【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4 建屋、E施設共用)						第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1 項変更④)	申請対象設備 (2 項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ棟屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
22	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	—	—	<p>【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</li> <li>緊急時対策所の遮蔽設備は、緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効稼働量が、7日間で100m<sup>3</sup>vを越えない設計とする。</li> </ul> <p>緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書</p> <p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。</li> </ul> <p>「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。</p>
23	緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として緊急時対策所に設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備	—	—	—	<p>【緊急時対策所の機能に関する基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。</li> <li>重大事故等に対処するため、緊急時対策所に最大360人を収容できる設計とする。</li> <li>また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができる設計とする。</li> </ul> <p>緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備を設ける設計とする。</li> <li>緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。</li> </ul> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。</li> </ul>
24	緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室差圧計及び待機室差圧計にて構成する。緊急時対策建屋換気設備は、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット) (ダクト・ダンパ) (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁) (対策本部室差圧計) (待機室差圧計)	—	—	—	<p>【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。</li> <li>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室差圧計、待機室差圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</li> </ul> <p>緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書</p> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。</li> </ul>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表
25	緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット) (ダクト・ダンパ)	基本方針 設計方針 (建屋換気設備)	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書  VI-1-3-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書  VI-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に最大300人を収容できる設計とする。 また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮断設備を設ける設計とする。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備を設ける設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気の取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット) (ダクト・ダンパ)	基本方針 設計方針 (建屋換気設備)	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部遮断圧計、待機室遮断圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合には、緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)	基本方針 設計方針 (建屋換気設備)	【緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。  【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	緊急時対策建屋換気設備のうち、緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、必要な非常時対策組織の要員が一定期間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。	機能要求② 評価要求	緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)	基本方針 設計方針 (建屋換気設備) 評価	・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気の取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットの機能を確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	緊急時対策建屋換気設備のうち、対策本部室遮断圧計及び待機室遮断圧計は、緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。	設置要求 機能要求②	緊急時対策建屋換気設備 (対策本部室遮断圧計) (待機室遮断圧計)	基本方針 設計方針 (建屋換気設備)	【緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価】 ・相対濃度及び相対線量 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮断効果 ・緊急時対策所にとどまる要員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	緊急時対策建屋換気設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を介して、給電できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備	基本方針 設計方針 (建屋換気設備)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4 建屋、E施設共用)						第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
25	緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット) (ダクト・ダンパ)	—	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所)	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対応するため、緊急時対策所に最大360人を収容できる設計とする。 また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することによる居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対応するために必要な指示を行う要員など、前60人の要員がとどまることできる設計とする。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮断設備を設ける設計とする。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備を設ける設計とする。
26	緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット) (ダクト・ダンパ)	—	—	—	—	—	【緊急時対策所の機能に関する詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対応するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることできるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部至遮圧計、特機室遮圧計を常設重大事故等対応設備として設置する設計とする。
27	また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合には、緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)	—	—	—	—	【緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。	
28	緊急時対策建屋換気設備のうち、緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、必要な非常時対策組織の要員が一定期間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。	機能要求② 評価要求	—	—	—	—	—	—	—	緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)	—	—	—	—	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。	
29	緊急時対策建屋換気設備のうち、対策本部至遮圧計及び特機室遮圧計は、緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	緊急時対策建屋換気設備 (対策本部至遮圧計) (特機室遮圧計)	—	—	—	—	【緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価】 ・相対濃度及び相対線量 ・換気設備の換気運転 ・高性能型フィルタを經由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮断効果 ・緊急時対策所にとどまる要員	
30	緊急時対策建屋換気設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を介して、給電できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	緊急時対策建屋換気設備	—	—	—	—	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表
31	緊急時対策建屋換気設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダクト、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室差圧計、待機室差圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	緊急時対策建屋換気設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋換気設備	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、多重性を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機)	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (常設重大事故等対処設備))		【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットの機能を確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34	緊急時対策建屋換気設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備	設計方針 (悪影響防止)		「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機)	設計方針 (悪影響防止)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有する設計とする。また、緊急時対策建屋フィルタユニットは、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な基数及び故障時のバックアップを含めた基数を有する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット)	設計方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において、待機室の居住性を確保するため、待機室を正圧化し、待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに、換気量及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる容量を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)	設計方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備)) 評価			-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4 建屋、E施設共用)						第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更④)	申請対象設備 (2項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ棟屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
31	緊急時対策建屋換気設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることのできるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダクトパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室窓圧計、特機室窓圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。
32	緊急時対策建屋換気設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。
33	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、多重性を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機)	—	—	—	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットの機能を確保するための防護措置を示す。	
34	緊急時対策建屋換気設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備	—	—	—	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットの機能を確保するための防護措置を示す。	
35	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機)	—	—	—	「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	
36	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有する設計とする。また、緊急時対策建屋フィルタユニットは、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な基数及び故障時のバックアップを含めた基数を有する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット)	—	—	—	<ファン> ・容量 <フィルタ> ・容量 ・効率	
37	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において、特機室の居住性を確保するため、特機室を正圧化し、特機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる容量を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)	—	—	—	<容器> ・容量 <主配管> ・外径、厚さ	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
38	緊急時対策建屋換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋換気設備	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針 V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部常圧圧計、待機室常圧圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。 「V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39	緊急時対策建屋換気設備は、溢水量を考慮し、影響を受けにくい高さへの設置、防水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	緊急時対策建屋換気設備	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部常圧圧計、待機室常圧圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4 建屋、E施設共用)						第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1 項変更④)	申請対象設備 (2 項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ棟屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
38	緊急時対策建屋換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備	—	—	—	<p>【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。</li> <li>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室送圧計、持機室送圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</li> </ul> <p>VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書</p> <p>V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針</p> <p>V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針</p> <p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>「V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。</p> <p>「V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。</p>
39	緊急時対策建屋換気設備は、溢水量を考慮し、影響を受けにくい高さへの設置、防水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備	—	—	—	<p>【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。</li> <li>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室送圧計、持機室送圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</li> </ul> <p>VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書</p> <p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。</li> </ul> <p>「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
40	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して動作確認及び分解点検が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機)	設計方針 (試験・検査)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 (フィルタユニット)	設計方針 (試験・検査)		【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室差圧計、待機室差圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)	設計方針 (試験・検査)	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋排風機の機能を確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 (対策本部室差圧計) (待機室差圧計)	設計方針 (試験・検査)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4 建屋、E施設共用)						第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1 項変更④)	申請対象設備 (2 項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類
40	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策送風機及び緊急時対策建屋排風機は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して動作確認及び分解点検可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機)	—	—	—	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室差圧計、待機室差圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。  【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確認するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策送風機の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋排風機の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットの機能を確保するための防護措置を示す。  「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。
41	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検及びパラメータ確認可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (フィルタユニット)	—	—	—		
42	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検及び漏えい確認可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)	—	—	—		
43	緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (対策本部室差圧計) (待機室差圧計)	—	—	—		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表
44	緊急時対策建屋環境測定設備は、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において、待機室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が要員の活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。	設置要求 機能要求②	緊急時対策建屋環境測定設備 (可搬型酸素濃度計) (可搬型二酸化炭素濃度計)	基本方針 (環境測定設備)	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物質濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。  【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋環境測定設備の機能を確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45	緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物質濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋環境測定設備 (可搬型酸素濃度計) (可搬型二酸化炭素濃度計) (可搬型窒素酸化物質濃度計)	基本方針 対象選定			—	—	—	—	—	—	—	—	—
46	緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物質濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋環境測定設備 (可搬型酸素濃度計) (可搬型二酸化炭素濃度計) (可搬型窒素酸化物質濃度計)	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—
47	緊急時対策建屋環境測定設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、隔離距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物質濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。  【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋環境測定設備の機能を確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	
48	緊急時対策建屋環境測定設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な装置を制御室が設置される制御建屋から100m以上の隔離距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (可搬型重大事故等対処設備))		【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策建屋環境測定設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
49	緊急時対策建屋環境測定設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針 (悪影響防止)			—	—	—	—	—	—	—	—	—
50	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は、緊急時対策所の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物質濃度が活動に支障がない範囲にあることを測定するために必要な台数を有する設計とする。また、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による稼働外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	緊急時対策建屋環境測定設備 (可搬型酸素濃度計) (可搬型二酸化炭素濃度計) (可搬型窒素酸化物質濃度計)	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—	—	—	—	—
51	緊急時対策建屋環境測定設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 V-4-別添1-1 電巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針 V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物質濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。  【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋環境測定設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。 「V-4-別添1-1 電巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。 「V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 G r (主要4 建屋、E施設共用)						第3 G r						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ棟屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類
44	緊急時対策建屋環境測定設備は、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において、待機室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が要員の活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	緊急時対策建屋環境測定設備 (可搬型酸素濃度計) (可搬型二酸化炭素濃度計)	—	—	—	—	【緊急時対策所の機能に関する説明書】 緊急時対策所の緊急時対策建屋環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 緊急時対策所の居住性に関する説明書 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所)
45	緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	緊急時対策建屋環境測定設備 (可搬型酸素濃度計) (可搬型二酸化炭素濃度計) (可搬型窒素酸化物濃度計)	—	—	—	—	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 緊急時対策建屋環境測定設備の機能を確保するための防護措置を示す。
46	緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	緊急時対策建屋環境測定設備 (可搬型酸素濃度計) (可搬型二酸化炭素濃度計) (可搬型窒素酸化物濃度計)	—	—	—	—	—
47	緊急時対策建屋環境測定設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、隔離距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	—	—	—	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 緊急時対策所の緊急時対策建屋環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 緊急時対策所の居住性に関する説明書 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
48	緊急時対策建屋環境測定設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、故障時のバックアップを含めて必要な装置を制御室が設置される制御建屋から100m以上の隔離距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	—	—	—	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 緊急時対策建屋環境測定設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】にて、詳細を展開する。
49	緊急時対策建屋環境測定設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	—	—	—	—
50	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は、緊急時対策所の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを測定するために必要な台数を有する設計とする。同時に、保有数は、必要数並に予備として故障時及び点検保守による稼働外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	—	—	—	—	—	—	—	緊急時対策建屋環境測定設備 (可搬型酸素濃度計) (可搬型二酸化炭素濃度計) (可搬型窒素酸化物濃度計)	—	—	—	—	<計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲
51	緊急時対策建屋環境測定設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	—	—	—	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 緊急時対策所の緊急時対策建屋環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 緊急時対策所の居住性に関する説明書 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 緊急時対策建屋環境測定設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】にて、詳細を展開する。 【V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】 【V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】にて、詳細を展開する。 【V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針】にて、詳細を展開する。 【V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針】にて、詳細を展開する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
52	緊急時対策建屋環境測定設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、防水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型重炭酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋環境測定設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
53	緊急時対策建屋環境測定設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋環境測定設備	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
54	緊急時対策建屋環境測定設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所での操作可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針 (環境条件等 (重大事故等対処設備の設置場所))			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55	緊急時対策建屋環境測定設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針 (試験・検査)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
56	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンブラ及びリアルタイム・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋放射線計測設備 (可搬型屋内モニタリング設備)	基本方針 対象選定	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンブラ及びリアルタイム・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 G r (主要4 建屋、E施設共用)						第3 G r							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2コートリテイ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
52	緊急時対策建屋環境測定設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、防水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型気素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。
53	緊急時対策建屋環境測定設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	—	—	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋環境測定設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	
54	緊急時対策建屋環境測定設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所での操作可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	—	—		
55	緊急時対策建屋環境測定設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	—	—		
56	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エアモニタ、可搬型ダストサンプリング及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エアモニタ、可搬型ダストサンプリング及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
57	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	基本方針 設計方針 (放射線計測設備)	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-4-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エリアモニタ、可搬型ガスサンプルラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-4-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用)						第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更④)	申請対象設備 (2項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認①) 第2コーティリティ棟屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
57	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—	—	<計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-4-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプアラーム及びアルファ・ベータ検出サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-4-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」にて、詳細を展開する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表
58	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (可搬型重大事故等対処設備))	緊急時対策所の機能に関する説明書 「可搬型屋内モニタリング設備」	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとまることができることを確認するため、可搬型エリアモニタ、可搬型ガストランスマ及びアルファ・ベータ検出サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
59	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (可搬型重大事故等対処設備))	緊急時対策所の居住性に関する説明書 「可搬型屋内モニタリング設備」	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
60	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針 (悪影響防止)			—	—	—	—	—	—	—	—	—
61	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エリアモニタ、アルファ・ベータ検出サーベイメータは、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとまることができることを確認するために必要な台数を有するとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 (可搬型エリアモニタ) (アルファ・ベータ検出サーベイメータ)	設計方針 (個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—
62	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型ガストランスマは、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとまることができることを確認するために必要な1台を有するとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 (可搬型ガストランスマ)	設計方針 (個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—
63	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針 V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針 VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとまることができることを確認するため、可搬型エリアモニタ、可搬型ガストランスマ及びアルファ・ベータ検出サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。 「V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。 「V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用)					第3 Gr					添付書類	添付書類における記載			
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更④)	申請対象設備 (2項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ棟屋に係る施設)			申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	
58	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エアモニタ、可搬型ダストサンプリング装置及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。	
59	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	
60	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、他の設備から孤立して単独で使用可能なことにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	
61	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エアモニタ、アルファ・ベータ線用サーベイメータは、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な台数を有するとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	
62	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型ダストサンプリング装置は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有するとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
63	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エアモニタ、可搬型ダストサンプリング装置及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。 「V-4-別添1-1 電巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。 「V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
64	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備））	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	<p>【緊急時対策所の機能に関する説明書】</p> <p>VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書</p> <p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。</li> <li>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エリアモニタ、可搬型ガスモニター及びアルファ、ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。</li> </ul> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。</li> </ul> <p>「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
65	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	基本方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備））	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（環境条件等 （重大事故等対処設備の設置場所））	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
67	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（試験・検査）	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
68	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ガスモニター、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型線量率計） （可搬型ガスモニター） （可搬型データ伝送装置） （可搬型発電機）	基本方針 対象選定	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型線量率計） （可搬型ガスモニター） （可搬型データ伝送装置） （可搬型発電機）	<p>【緊急時対策所の機能に関する説明書】</p> <p>VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書</p> <p>【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。</li> <li>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ガスモニター、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。</li> </ul> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4 建屋、E施設共用)						第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1 項変更④)	申請対象設備 (2 項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認① 第2コーティリティ棟屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
64	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—	—	—	—	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エアモニタ、可搬型ガスサンプルラック及びリアルタイムモニタリングシステムを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。
65	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—	—	—	—	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。
66	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所が操作可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—	—	—	—	
67	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—	—	—	—	
68	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型検量率計、可搬型ガスモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型検量率計) (可搬型ガスモニタ) (可搬型データ伝送装置) (可搬型発電機)	—	—	—	—	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型検量率計、可搬型ガスモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
69	可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合において、換気モードの切替判断を行うために、稼働率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	基本方針 設計方針 (放射線計測設備)	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとらまることができるところを確認するため、可搬型稼働率計、可搬型ガスモニター、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用)						第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更④)	申請対象設備 (2項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認①) 第2コートリテイ様層に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海津放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
69	可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合において、換気モードの切替判断を行うために、除塵率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	—	—	<計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所)	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型検量率計、可搬型ダストモニタ、可搬型ゲータ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対応設備として配備する設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
70	可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは、緊急時対策建屋周辺の線量を測定するとともに、空気中の粒子状放射能物質を継続的に捕集及び測定できる設計とする。また、指示値を可搬型データ伝送装置により緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型線量率計) (可搬型ダストモニタ) (可搬型データ伝送装置)		基本方針 設計方針 (放射線計測設備)	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとまることができることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備の機能に係る詳細設計を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
71	可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は、可搬型発電機から受電できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型発電機) 緊急時対策建屋情報把握設備 (情報集装装置) (情報表示装置)		基本方針 設計方針 (放射線計測設備)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
72	可搬型環境モニタリング設備の測定データを緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置に収集し、情報表示装置にて緊急時対策所に表示する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 緊急時対策建屋情報把握設備 (情報集装装置) (情報表示装置)		基本方針 設計方針 (放射線計測設備)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
73	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」		設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (可搬型重大事故等対処設備))		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
74	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、故障時のバックアップを含めて必要な容量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」		設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (可搬型重大事故等対処設備))		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
75	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」		設計方針 (悪影響防止)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
76	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計、可搬型ダストモニタは、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとまることができることを確認するために必要な台数を有するとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型線量率計) (可搬型ダストモニタ)		設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
77	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとまることができることを確認するために必要な1台を有するとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型データ伝送装置)		設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
78	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置に給電できる容量を有するとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型発電機)		設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 G r (主要4 建屋、E施設共用)						第3 G r							
			説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1 項変更④)	申請対象設備 (2 項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認① 第2ニューティリティ棟屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り直し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
70	可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ガストモニタは、緊急時対策建屋周辺の線量を測定するとともに、空気中の粒子状放射能計を継続的に捕集及び測定できる設計とする。また、指示値を可搬型データ伝送装置により緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型線量率計) (可搬型ガストモニタ) (可搬型データ伝送装置)	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ガストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備の機能に係る詳細設計を示す。
71	可搬型線量率計、可搬型ガストモニタ及び可搬型データ伝送装置は、可搬型発電機から受電できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型発電機) 緊急時対策建屋情報把握設備 (情報表示装置)	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	・緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備の機能に係る詳細設計を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。
72	可搬型環境モニタリング設備の測定データを緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置に収集し、情報表示装置にて緊急時対策所に表示する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (情報収集装置) (情報表示装置)	—	—	—	—	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。
73	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	—	—	—	—	「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。
74	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	—	—	—	—	—
75	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	—	—	—	—	—
76	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計、可搬型ガストモニタは、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な台数を有するとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型線量率計) (可搬型ガストモニタ)	—	—	—	—	<計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲
77	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有するとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型データ伝送装置)	—	—	—	—	—
78	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は、可搬型線量率計、可搬型ガストモニタ及び可搬型データ伝送装置に給電できる容量を有するとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型発電機)	—	—	—	—	<発電機> ・容量

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表
79	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備））	緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V-4-別添1-1 電巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針 V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型質量率計、可搬型ガスモニター、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。  【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確認するための防護措置を示す。 「V-4-別添1-1 電巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。 「V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
80	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型質量率計、可搬型ガスモニター、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。  【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確認するための防護措置を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
81	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	基本方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型質量率計、可搬型ガスモニター、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。  【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確認するための防護措置を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
82	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（環境条件等 （重大事故等対処設備の設置場所））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
83	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型質量率計及び可搬型ガスモニターは、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型質量率計） （可搬型ガスモニター）	設計方針（試験・検査）			-	-	-	-	-	-	-	-	-
84	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型データ伝送装置） （可搬型発電機）	設計方針（試験・検査）			-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4棟屋、E施設共用)						第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更④)	申請対象設備 (2項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認① 第2ニューディレイ棟屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類
79	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	—	—	—	<p>【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。</li> <li>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとることができることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。</li> <li>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</li> <li>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。</li> <li>「V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。</li> <li>「V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。</li> <li>「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。</li> </ul>
80	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、防水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	—	—	—	<p>【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。</li> <li>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとることができることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。</li> </ul>
81	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	—	—	—	<p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。</li> <li>「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。</li> </ul>
82	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、想定される重大事故が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	—	—	—	—
83	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型線量率計) (可搬型ダストモニタ)	—	—	—	—
84	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型データ伝送装置) (可搬型発電機)	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
85	重大事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう、緊急時対策建屋情報把握設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋情報把握設備	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
86	緊急時対策建屋情報把握設備は、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できるよう、情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋情報把握設備 (情報収集装置) (情報表示装置)	基本方針 対象選定		【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の情報把握設備による情報把握に関する基本方針を示す。 ・可搬型環境モニタリング設備の測定データを緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置に収集し、情報表示装置にて緊急時対策所に表示する設計とする。 ・中央制御室から重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集し、データ表示装置にて表示する設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
87	また、データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋情報把握設備 (データ収集装置) (データ表示装置)	基本方針 対象選定	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋情報把握設備は、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できるよう、情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 また、データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対処設備として位置付ける設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
88	緊急時対策建屋情報把握設備は、可搬型データ伝送装置より可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタにて測定した緊急時対策建屋周辺の線量及び空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定した指示値が伝送され、表示できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 (データ収集装置)	基本方針 設計方針 (情報把握設備)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
89	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、代替計測制御設備で計測した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに監視測定設備の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ、可搬型環境モニタリング設備、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し、緊急時対策所に表示する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 (情報収集装置) (情報表示装置)	基本方針 設計方針 (情報把握設備)	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の情報把握設備による情報把握に関する基本方針を示す。 ・可搬型環境モニタリング設備の測定データを緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置に収集し、情報表示装置にて緊急時対策所に表示する設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
90	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置は、中央制御室から「臨界事故の拡大防止」、「冷却機能の喪失による蒸気乾固の対処」、「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」、「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」、「使用済燃料貯蔵槽の冷却等」、「工場等外への放射性物質等の放出の抑制」、「重大事故等への対処に必要な水の供給」及び「監視測定設備」の「排気口における放射性物質の濃度」、「周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量」、「敷地内における気象観測項目」の確認に必要な重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集し、データ表示装置にて表示する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 (データ収集装置) (データ表示装置)	基本方針 設計方針 (情報把握設備)	系統図 再処理施設緊急時対策所データ収集装置の系統図	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋情報把握設備は、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できるよう、情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。  「系統図 再処理施設緊急時対策所データ収集装置の系統図」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
91	緊急時対策建屋情報把握設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統0.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統400V緊急時対策建屋用母線を介して、給電できる設計とする。	設置要求 機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備	基本方針 設計方針 (情報把握設備)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4棟屋、E施設共用)						第3 Gr								
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更④)	申請対象設備 (2項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ棟屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
85	重大事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう、緊急時対策建屋情報把握設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	—	—	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の情報把握設備による情報把握に関する基本方針を示す。 ・可搬型環境モニタリング設備の測定データを緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置に収集し、情報表示装置にて緊急時対策所に表示する設計とする。 ・中央制御室から重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集し、データ表示装置にて表示する設計とする。	
86	緊急時対策建屋情報把握設備は、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できるよう、情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対応設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備 (情報収集装置) (情報表示装置)	—	—	—	—		
87	また、データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対応設備として位置付け、重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備 (データ収集装置) (データ表示装置)	—	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋情報把握設備は、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できるよう、情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対応設備として設置する設計とする。 また、データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対応設備として位置付ける設計とする。
88	緊急時対策建屋情報把握設備は、可搬型データ伝送装置より可搬型流量率計及び可搬型ダストモニタにて測定した緊急時対策建屋周辺の線量及び空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定した指示値が伝送され、表示できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備 (データ収集装置) (データ表示装置)	—	—	—	—	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の情報把握設備による情報把握に関する基本方針を示す。 ・可搬型環境モニタリング設備の測定データを緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置に収集し、情報表示装置にて緊急時対策所に表示する設計とする。	
89	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、代替計測制御設備で計測した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに監視測定設備の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスメータ、可搬型環境モニタリング設備、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型重大事故等対応設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し、緊急時対策所に表示する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備 (情報収集装置) (情報表示装置)	—	—	—	—		
90	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置は、中央制御室から「臨界事故の拡大防止」、「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」、「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」、「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」、「使用済燃料貯蔵槽の冷却等」、「工場等外への放射性物質等の放出の抑制」、「重大事故等への対処に必要な水の供給」及び「監視測定設備」の「排気口における放射性物質の濃度」、「周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量」、「敷地内における気象観測項目」の確認に必要な重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集し、データ表示装置にて表示する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備 (データ収集装置) (データ表示装置)	—	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-3-1 系統図 再処理施設緊急時対策所データ収集装置の系統図	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋情報把握設備は、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できるよう、情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対応設備として設置する設計とする。
91	緊急時対策建屋情報把握設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統0.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統400V緊急時対策建屋用母線を介して、給電できる設計とする。	設置要求① 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	—	—	VI-3-1 系統図 再処理施設緊急時対策所データ収集装置の系統図にて、詳細を展開する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
92	緊急時対策建屋情報把握設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋情報把握設備	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (常設重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
93	緊急時対策建屋情報把握設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。	機能要求① 冒頭宣言	緊急時対策建屋情報把握設備	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (常設重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
94	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備により機能を維持する設計とする。	設置要求	情報把握設備 (データ収集装置) (データ表示装置)	設計方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
95	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、それぞれ1台で計画設備及び監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋情報把握設備 (データ収集装置) (データ表示装置)	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (常設重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
96	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、それぞれ1台で可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器並びに監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋情報把握設備 (情報収集装置) (情報表示装置)	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の情報把握設備による情報把握に関する基本方針を示す。 ・可搬型環境モニタリング設備の測定データを緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置に収集し、情報表示装置にて緊急時対策所に表示する設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
97	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 (情報収集装置) (情報表示装置)	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋情報把握設備は、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できるよう、情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対処設備として位置付ける設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
98	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 (データ収集装置) (データ表示装置)	設計方針 (悪影響防止)		「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
99	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、想定される重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有するとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋情報把握設備 (データ収集装置) (データ表示装置)	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、想定される重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有するとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋情報把握設備 (情報収集装置) (情報表示装置)	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
101	緊急時対策建屋情報把握設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風 (台風) 等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋情報把握設備	設計方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針 V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の情報把握設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋情報把握設備は、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できるよう、情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対処設備として位置付ける設計とする。 「V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。 「V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
102	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、自然現象、人為事象、漏水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して、代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 (データ収集装置) (データ表示装置)	設計方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の情報把握設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋情報把握設備は、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できるよう、情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 「IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用)					第3 Gr					添付書類	添付書類における記載		
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更④)	申請対象設備 (2項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ棟屋に係る施設)			申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り渡し工事)	仕様表
92	緊急時対策建屋情報把握設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
93	緊急時対策建屋情報把握設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。	機能要求① 冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
94	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備により機能を維持する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
95	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、それぞれ1台で計測設備及び監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
96	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、それぞれ1台で可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器並びに監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書
97	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
98	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。
99	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、想定される重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有するとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
100	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、想定される重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有するとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
101	緊急時対策建屋情報把握設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針 V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
102	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に對処に用いる緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して、代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
103	緊急時対策建屋情報把握設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備	設計方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
104	緊急時対策建屋情報把握設備は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備	設計方針 (試験・検査)	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が 使用される条件の下における健全性に関する説明 書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の情報把握設備による情報把握に 関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備の 機能に係る詳細設計を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故 等対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 G r (主要4 建屋、E施設共用)					第3 G r								
			説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1 項変更④)	申請対象設備 (2 項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認①) 第2コーティリティ棟屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
103	緊急時対策建屋情報把握設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	—	—	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の情報把握設備による情報把握に関する基本方針を示す。
104	緊急時対策建屋情報把握設備は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対策設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備の機能に係る詳細設計を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対策設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
105	緊急時対策建屋は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために代替電源から給電ができる設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備	基本方針 設計方針 (電源設備)	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書 VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所) VI-1-5-1 電気設備に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策建屋の代替電源からの給電に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 【IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書】にて、詳細を展開する。 【VI-1-5-1 電気設備に関する説明書】にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
106	緊急時対策建屋電源設備は、多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	緊急時対策建屋電源設備	基本方針 設計方針 (電源設備)	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
107	緊急時対策建屋電源設備は、緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、電源設備及び燃料補給設備にて構成する。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 「燃料補給設備」	基本方針 設計方針 (電源設備)	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書 VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。 【IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書】にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
108	緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、緊急時対策建屋電源設備として、電源設備及び燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 「燃料補給設備」	基本方針 対象選定	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
109	緊急時対策建屋電源設備は、外部電源が喪失し、重大事故等が発生した場合に、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋電源設備	基本方針 対象選定	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
110	緊急時対策建屋電源設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を介して、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備に給電できる設計とする。	設置要求 機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線) (低圧系統460V緊急時対策建屋用母線)	基本方針 設計方針 (電源設備)	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。 【VI-1-5-1 電気設備に関する説明書】にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
111	緊急時対策建屋用発電機は、運転中においても燃料の補給が可能な設計とする。	機能要求① 機能要求②	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (燃料油移送ポンプ) (燃料油配管・弁)	基本方針 設計方針 (電源設備)	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。 【VI-1-5-1 電気設備に関する説明書】にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
112	燃料の補給の本系統の流路として、燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (燃料油配管・弁)	基本方針	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4 建屋、E施設共用)						第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2コートリテイ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類
105	緊急時対策建屋は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために代替電源から給電ができる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	—	—	<p>【緊急時対策所の機能に関する基本方針】</p> <p>緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>・緊急時対策建屋の代替電源からの給電に関する基本方針を示す。</p> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <p>・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。</p> <p>「IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書</p> <p>「IV-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)</p> <p>「VI-1-5-1 電気設備に関する説明書</p>
106	緊急時対策建屋電源設備は、多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	—	—	<p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <p>・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。</p> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <p>・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。</p>
107	緊急時対策建屋電源設備は、緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、電源設備及び燃料補給設備にて構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 「燃料補給設備」	—	—	—	<p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <p>・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。</p> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <p>・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。</p> <p>「IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書</p> <p>「IV-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)</p> <p>「IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」にて、詳細を展開する。</p>
108	緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、緊急時対策建屋電源設備として、電源設備及び燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 「燃料補給設備」	—	—	—	<p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <p>・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。</p> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <p>・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。</p>
109	緊急時対策建屋電源設備は、外部電源が喪失し、重大事故等が発生した場合に、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	—	—	<p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <p>・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。</p>
110	緊急時対策建屋電源設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を介して、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備に給電できる設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 「高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線」 「低圧系統460V緊急時対策建屋用母線」	—	—	—	<p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <p>・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。</p> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <p>・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。</p>
111	緊急時対策建屋用発電機は、運転中においても燃料の補給が可能な設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (燃料油移送ポンプ) (燃料油配管・弁)	—	—	<p>&lt;ポンプ&gt; ・揚程 &lt;主配管&gt; ・外径、厚さ</p>	<p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <p>・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。</p> <p>「VI-1-5-1 電気設備に関する説明書」にて、詳細を展開する。</p>
112	燃料の補給の本系統の流路として、燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (燃料油配管・弁)	—	—	—	<p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <p>・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
113	緊急時対策建屋電源設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (常設重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
114	緊急時対策建屋電源設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (常設重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
115	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、多重性を有するとともに、それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (緊急時対策建屋用発電機) (高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線) (低圧系統460V緊急時対策建屋用母線)	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (常設重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
116	緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、多重性を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (燃料油移送ポンプ)	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (常設重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
117	緊急時対策建屋電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備	設計方針 (悪影響防止)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
118	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (燃料油移送ポンプ)	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
119	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、緊急時対策建屋に給電するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有し、多重性を考慮した設計とする。	機能要求② 設置要求	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (緊急時対策建屋用発電機)	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
120	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有する台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を設置することで、多重性を有する設計とする。	機能要求② 設置要求	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (燃料油移送ポンプ)	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4 建屋、E施設共用)						第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1 項変更④)	申請対象設備 (2 項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認① 第2コーティリティレベルに係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
113	緊急時対策建屋電源設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	—	—	—	
114	緊急時対策建屋電源設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	—	—	—	
115	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、多重性を有するとともに、それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (緊急時対策建屋用発電機) (高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線) (低圧系統460V緊急時対策建屋用母線)	—	—	—	—	
116	緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、多重性を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (燃料油移送ポンプ)	—	—	—	—	
117	緊急時対策建屋電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	—	—	—	
118	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (燃料油移送ポンプ)	—	—	—	—	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保のための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプの機能確保のための防護措置を示す。
119	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、緊急時対策建屋に給電するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有し、多重性を考慮した設計とする。	機能要求② 設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (緊急時対策建屋用発電機)	—	—	<発電機> ・容量	—	「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を説明する。
120	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有する台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を設置することで、多重性を有する設計とする。	機能要求② 設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (燃料油移送ポンプ)	—	—	<ポンプ> ・容量	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
121	緊急時対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V-4-別添1-1 電巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針 V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。 「V-4-別添1-1 電巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。 「V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
122	緊急時対策建屋電源設備は、漏水量を考慮し、影響を受けにくい高さへの設置、防水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	緊急時対策建屋電源設備	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 【緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
123	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観点検、起動試験及び分解点検が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」（緊急時対策建屋用発電機） （燃料油移送ポンプ）	設計方針（試験・検査）	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 【緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 G r (主要4 建屋、E施設共用)						第3 G r							
			説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1 項変更④)	申請対象設備 (2 項変更⑤)	申請対象設備 (別設工認①) 第2コーティリティ棟屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
121	緊急時対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	—	—	<p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <p>VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書</p> <p>V-4-別添1-1 電巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針</p> <p>V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針</p> <p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <p>・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。</p> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <p>・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。</p> <p>「V-4-別添1-1 電巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。</p> <p>「V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて、詳細を展開する。</p> <p>「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。</p>
122	緊急時対策建屋電源設備は、漏水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、防水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	—	—	<p>VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書</p> <p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <p>・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。</p> <p>・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。</p>
123	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観点検、起動試験及び分解点検が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 〔電源設備〕 (緊急時対策建屋用発電機) (燃料油移送ポンプ)	—	—	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
124	燃料補給設備は、重大事故等への対応に必要な燃料を供給できるようにするため、重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋電源設備「燃料補給設備」	基本方針	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
125	重油貯槽は、緊急時対策建屋用発電機を7日間以上の連続運転ができる燃料を貯蔵する設計とする。	機能要求② 評価要求	緊急時対策建屋電源設備「燃料補給設備」(重油貯槽)	基本方針 設計方針 (電源設備) 評価条件	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所) VI-1-5-1 電気設備に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。 【VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)】にて、詳細を展開する。 【VI-1-5-1 電気設備に関する説明書】にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
126	重油貯槽は、消防法に基づき設置する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋電源設備「燃料補給設備」(重油貯槽)	基本方針 設計方針 (電源設備)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
127	また、重油貯槽は、万一火災が発生した場合においても、緊急時対策建屋に影響を及ぼすことがないように配置する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備「燃料補給設備」(重油貯槽)	基本方針 設計方針 (電源設備)	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
128	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、多重性を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備「燃料補給設備」(重油貯槽)	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (常設重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
129	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくても、緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋電源設備「燃料補給設備」(重油貯槽)	設計方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
130	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、再処理施設の運転中又は停止中に独立してパラメータ確認及び備え確認が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備「燃料補給設備」(重油貯槽)	設計方針 (試験・検査)	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。 【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
131	再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を重大事故等対処設備として設ける設計とする。	冒頭宣言	通信連絡設備	基本方針	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所) VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 系統図 再処理施設緊急時対策所通信連絡設備の系統図	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 【VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)】にて、詳細を展開する。 【VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書】にて、詳細を展開する。 【系統図 再処理施設緊急時対策所通信連絡設備の系統図】にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用)						第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ棟屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
124	燃料補給設備は、重大事故等への対応に必要な燃料を供給できるようにするため、重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」	—	—	—	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。
125	重油貯槽は、緊急時対策建屋用発電機を7日間以上の連続運転ができる燃料を貯蔵する設計とする。	機能要求② 評価要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	—	—	<容量> ・容量	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所) VI-1-5-1 電気設備に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所)」にて、詳細を展開する。 「VI-1-5-1 電気設備に関する説明書」にて、詳細を展開する。
126	重油貯槽は、消防法に基づき設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	—	—	—	—	—
127	また、重油貯槽は、万一火災が発生した場合においても、緊急時対策建屋に影響を及ぼすことがないように配置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	—	—	—	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。
128	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、多重性を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	—	—	—	—	—
129	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくても、緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	—	—	<容量> ・容量	—	—
130	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、再処理施設の運転中又は停止中に独立してパラメータ確認及び備え確認が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	—	—	—	VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。
131	再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を重大事故等対処設備として設ける設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所) VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 系統図 再処理施設緊急時対策所通信連絡設備の系統図	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「VI-1-1-3-6-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所)」にて、詳細を展開する。 「VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書」にて、詳細を展開する。 「系統図 再処理施設緊急時対策所通信連絡設備の系統図」にて、詳細を展開する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr					第2 Gr (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
132	通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合においても再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備を重大事故等対策設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針 (通信連絡設備)	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-3-1 系統図 再処理施設緊急時対策所通信連絡設備の系統図	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「VI-3-1 系統図 再処理施設緊急時対策所通信連絡設備の系統図」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
133	また、代替通信連絡設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	通信連絡設備	設計方針 (通信連絡設備)	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 VI-3-1 系統図 再処理施設緊急時対策所通信連絡設備の系統図	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書」にて、詳細を展開する。 「VI-3-1 系統図 再処理施設緊急時対策所通信連絡設備の系統図」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用)						第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2コーティリティ棟屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
132	通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合においても再処理施設の内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うための設備として、所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備を重大事故等対策設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡できる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 系統図 再処理施設緊急時対策所通信連絡設備の系統図	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「系統図 再処理施設緊急時対策所通信連絡設備の系統図」にて、詳細を展開する。
133	また、代替通信連絡設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	通信連絡設備	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 系統図 再処理施設緊急時対策所通信連絡設備の系統図	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書」にて、詳細を展開する。 「系統図 再処理施設緊急時対策所通信連絡設備の系統図」にて、詳細を展開する。

凡例  
・「説明対象」について  
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目  
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目  
—：当該申請回次で記載しない項目

## 別紙3

# 基本設計方針の添付書類への展開

※本別紙は追而とする。

## 別紙4

# 添付書類の発電炉との比較

※本別紙は追而とする。

## 別紙 5

### 補足説明すべき項目の抽出

※本別紙は追而とする。

## 別紙6

# 変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。